

午前10時2分 開議

議長（角谷英男君） おはようございます。ただいまから平成13年第4回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、7番 市道浩高君からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において3番 小山広明君、4番 大森和夫君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、11番 松本雪美君の質問を許可いたします。松本君。

11番（松本雪美君） 皆さんおはようございます。日本共産党の松本雪美です。第4回定例会において質問をいたします。

さて、日本共産党は12月10日、市長に2002年度に向けての市の施策への反映を求めて予算要望書を提出しました。この中には、泉南市政が今直面している課題を市民の立場に立って解決していくこと、そして暮らし、福祉、教育などを充実し、子供たちから高齢者まで安心して過ごすことができるまちをつくるために、効率的にどう取り組んでいくのかなど、党議員団の考え方や、また市としても国や府に働きかけてほしいこと、さらに私たちが日常的に市民との交流の中で受けとめた多くの要望を含めてまとめ上げ、大綱12点、細目256項目にも及ぶものになりました。私は今議会において、特に緊急を要する課題を取り上げたいと思います。

まず、大綱1点目は、泉南市に住んでいる人たちに優しい街づくりを進めるという問題であります。

その1は、和泉砂川駅前整備についてですが、昨年、市は、和泉砂川駅前再開発事業については凍結、見直しの結論を出し、再開発ビルの建設中止、そして新たに駅前広場と道路整備をしていく

計画を打ち出しました。市はこの18年間、昭和57年から平成11年の間、和泉砂川駅前をどのように整備していくのかと調査を続け、組合施行の再開発事業と決めて調査費をつぎ込んできました。これまでつぎ込んだ調査費の総額は1億3,600万円、そしてこの間市職員はもちろんのこと、府から出向された課長や参事をも配置をし、特別な体制をとるなど、これらの人件費は少なくとも和泉砂川駅周辺整備推進室が設置されてから閉鎖するまでの平成4年から平成8年までの5年間は、そのために2人の職員が配置されました。今となってはむだな作業につかされた職員の皆さんにも申しわけない思いでいっぱいです。給料として消えてなくなったお金は、職員の方の給料が1人500万円として2人分、5年間で5,000万円、合わせて1億8,600万円と恐ろしいむだ遣いを続けてきました。そのおかげで、市民の納めた血税が泡となって消えてしまったのであります。

そこで、第1の質問その1は、市長は市職員時代から行政の土木畑から市長へと上り詰め、駅前再開発をスタートの段階からつくり上げ、そしてみずから計画の中止をするまですべてにかかわってきた方です。向井市長は、これまでの放漫なむだ遣いの失政の責任をどうとるのでしょか。そして、職員にむだな仕事につかせたことについてのおわびの意思はないのでしょうか。お答えください。そして今、また同じ間違いを繰り返そうとしているのではないのでしょうか。

その2は、何が何でも駅前広場用地を買収しようとしています。買収後この土地が本当に生かされるのはいつになるのでしょうか。塩漬け用地となり、市の財政にまた新たな負担を強いることになるのではないのでしょうか。このことについてもお答えください。

その3は、和泉砂川駅構内の急勾配になっている階段を利用する人たちは、大変苦しんでいます。高齢者や障害者に対して優しいバリアフリー化をと、緊急に求めるものであります。

第2の質問は、男里浜地域の安全対策についてです。

ごみ焼却場ができてから34年、このときにはこのまちでは86軒だったのが、今はもう1,00

0戸以上にもなり、一気に膨張したこのまちは、今では交通混雑を引き起こし、住民の生活環境は悪化をたどり、命までもが脅かされています。

りんくうタウンの建設で臨海線が延伸し、樽井岩出線とつながってからは、男里浜地域を横切って通過する府道鳥取吉見泉佐野線に車両があふれて、大変な交通混雑を起こしているのをそのまま放置しておくことはできません。

樽井岩出線と旧26号線の交差点から阪南市内の交通混雑を避けるために、臨海線から男里浜地域の府道鳥取吉見泉佐野線へ流れ込んでくる車両はたくさんあるのです。今、この現状がどのようなものになっているのか、通過交通の実態調査を早急にすることを求めるものであります。そして、一日も早く浜地域内を避けるルートの整備を進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、樽井5号踏切の改善は、幼稚園、小学校の通学道路としても交通混雑を起こしているから、この状況では子供たちの命にかかわる問題としても、自転車や歩行者が安心して横断できる対策を講じるべきではないでしょうか。

大綱2点目は、教育行政についてです。

来年度から教育指導要領が改訂され、特に総合学習という時間が設定されるということですが、わかりやすく解説してくれているものの本を読むと、「生徒一人一人の個性を大切に教育、生徒がみずから課題を発見し、それを解決する過程が重要視されている」と書いてありました。

文部科学省は、1、国際理解、情報、環境、福祉、健康などの横断的・総合的課題についての学習活動、2、生徒が興味、関心、進路などに応じて設定した課題について知識や技能の真価、総合化を図る学習活動、3、自己のあり方や生き方や進路について考察する学習活動、と今までの教科学習以外にこのようなことが求められるのだそうです。

今でさえ中学校は、器物破壊、暴力事件、授業放棄、たばこなど学級崩壊が余儀なくされている大変な状況なのに、またこんな意味難解なものを中学校の生徒たちに持ち込んで、先生たちはどのように指導されるのでしょうか、御苦労を思いはかります。現実に起こってきている問題は、こん

な難しい言葉を並べても解決できるはずがありません。もっと目を見開いて、本当に苦しんでいる子供たちの今の悩み、子供たちを守りたい、何とかしたいと頑張っている先生たちの今の悩みを受けとめ、ゆとりをもって子供たちときめ細かく接することができる30人学級の実施や、わかるまでゆったりと子供たちに指導ができる教育指導要領、教育方針であってほしいと私は思います。

本当に今、先生たちの苦しみが私にも伝わってきます。今どうにもならないとあがいても、先生たちは現実問題として文部科学省が提起した総合学習を進めるために苦しみながら知恵を出し合っておられることと思いますが、そのために必要な手だてを尽くすことが泉南市の教育委員会の、そしてお金を出すことを決定する市の仕事ではないでしょうか。こういう立場で教育問題の質問をいたします。

その1は、老朽化の調査をし、耐震予備診断の結果が報告されましたが、いつになったら校舎がよくなるのか、全く期待できるものではありません。小学校をすべて整備するのに150億円を必要とするというのですから、やっぱり大規模改修事業の時期を先送りする計画にしか見えないのですが、どのように考えておられるのでしょうか。

その2は、今、必要なことは、学校施設を総合学習に利用できるものに整備し、改善をすることが緊急課題であります。子供たちの読書を推進させるための法律ができたそうですから、今すぐ学校図書館となるべき施設を整備し、新しい書架にはいっぱいの本が並べられている、そんな図書館をつくるべきであります。そして、そこでは子供たちの総合学習の1つとなるべき調べ学習の手伝いをする専任の司書がいる、先生たちが指導に必要な資料も司書が探してくれる、こんな図書館をつくらうではありませんか。教壇に立たねばならない司書教諭では、教育委員会が幾ら発令をしても、朝、子供たちが登校してから帰るまでの時間、学校図書館を開いておくために体を2つにすることはできません。

3点目は、中学校の技術家庭の必修になっているコンピューター授業が来年から始まります。総合学習では、みずから興味、関心を寄せることを

いろんな角度から情報収集をし、知識や技能を進化させる学習活動、インターネットにも接続し、まさに中学校ではなくてはならない総合学習の大切な部分を占めるコンピューター授業であります。

決算委員会でも、市教育委員会は市内の4中学校に1クラス40人分と指導者分も含めて、準備室の分も含めて42基を予算要求していると答弁をいただきましたが、教育委員会の要望にこたえて市長の決断が待たれています。市長、どうされますか。

大綱3点目は、子育て支援対策として重要な役割を担ってきた子ども支援センターの遊び場についてであります。

あいびあの建設計画の段階で、当時樽井保育所に併設されていたリバースクールをあいびあに併設することで、運動場もない不十分なままで引越してスタートしました。

この施設は、保健センターの乳幼児健診などで発達遅滞が見受けられる子供たちが保健婦さんや医師の紹介で入所し、言語や心身の訓練を受け、健康児として元気に小学校へ巣立っていく子も含めて入所をしています。

特に、運動広場は、遊びを通しては子供たちには大切な場所、体を思い切り動かす刺激が心身の発達に欠かせないのであります。それなのに、運動場がないまま今日に至っています。広い芝生の一部にブランコを置かせてください、親や保育士の強い要望であります。何としても子供たちの遊び場を保障してあげてください。

質問は以上です。乳幼児医療費無料化の問題は請願が提出されておりますから、その請願審査の折に質問をいたします。あとは、また議席から再質問させていただきますので、御答弁よろしく願いをいたします。

議長（角谷英男君） ただいまの松本議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 松本議員の御質問のうち、和泉砂川駅前整備についての私に対する質問部分についてお答えを申し上げます。

御承知のように都市計画道路信達樽井線、この市役所の横の通りですが、この道路を幅員20メートルに都市計画変更をいたしました。そのとき

の地元説明会に、当時私は課長でございまして出席もして、皆さんとお話し合いをいたしましたけれども、そのときに地域の皆さん、あるいは商業者の皆さんから、道路拡幅については反対ではないが、ぜひこの場所にとどまってそういう仕事をしたいと。今の商業主に商業ですが、商業活動をしたいと。ですから、そういう用地買収のように転出を伴うものについては絶対にやめてくれという強い要望が出まして、要望書も出ております。

それを受けまして市の方といたしましては、そういうことであれば、通常の用地買収方式であれば、ほとんど今御商売されている一列、道路に面している方々は用地買収にかかってしまうわけですね。ですから、原則転出になってしまうわけがあります。それでは地域の皆さんの御要望におこたえできないと。そうすれば、地域にとどまれる方法としては面的整備であります。

面的整備も土地区画整理事業、あるいは市街地再開発事業とありますけれども、建物がほとんどないところだと、土地区画整理事業なんかは適してるわけでございますけれども、和泉砂川のようにもう既にたくさんの施設あるいは物件があるところについては、再開発事業によります立体換地によって従前の権利を保障し、なおかつその場所にとどまれるという手法しかないということになったわけございまして、それで地域の皆さんとも話し合いをして、皆さんもそれでやろうと。市施行と組合施行と二通り大きく分けてありますけれども、その中の権利者組合によって事業を進めていこうということになって、初めは任意の勉強会からスタートしまして、そして任意ではございませんけれども、再開発準備組合というものをつくって今日に至ってきたわけであります。

その間、先進地の視察でありますとか、あるいは再開発事業そのものの勉強会等、月に1回ぐらいのペースで行ってきたところでございます。事業そのものについての理解度はもちろん高まって、じゃどういふうな構造物あるいは物にするかと、駅前にふさわしい施設ということで、過去いろんな案もつくってまいりました。

しかしながら、スタートした昭和50年代後半の経済状況は、まだまだある意味では勢いのあっ

た時期でございまして、そういう再開発事業というのは全国的にも展開されておりましたけれども、それが今日のようにバブル経済がはじけてからは、やはり非常に厳しい事業環境になってまいりました。

再開発事業といえますのは、御承知のように独立採算でやるわけでございますから、権利者床を取った後の残った床、いわゆる保留床を処分してその事業費を回収するという独立採算でやるものですから、そこに入っただけの方々、商業にしる、住宅にしる、ホテルにしる、そういうものめどがつかないとなかなかできないということで、この間住宅とかあるいは商業のリサーチもやってまいりました。

しかしながら、当時はかなり前向きなところも多かったんですが、バブル経済がはじけてからは、ほとんど進出意欲を感じ取ることができないという状況になってきたわけでございます。

したがって、今の段階でそれをいつまでも固執していくということについては、将来の負担がさらに非常に大きいという問題と、それから権利者からも一定年齢もいつてきておるといふ方もいらっしゃいますので、この辺で1つの考え方の整理をしたいというお話がございまして、再開発準備組合におきましては、街路事業には協力するという前提で、再開発事業については凍結をしたいということを組合総会に諮られまして、その議決を経て市の方に再開発事業の凍結と、そして一方では街路事業あるいは駅前広場等の本来公共で整備しなければならない事業についての推進要望がなされたところでございます。

我々も当時から一生懸命この駅前のみちづくりについて努力をしてきた。これは私も職員時代を含めて、あるいはその後においても地元と一体となってやってきたわけでございますけれども、残念ながらこういう経済環境の中では、これ以上遅滞させるわけにはいかないという結論のもとに、一定の判断をまず地元でしていただいて、それから市の方で決定をしたわけでございます。

それを受けまして、私どもは砂川樫井線のめどもほぼついてきたということも踏まえまして、駅前広場の整備をこの際地元の皆さんの協力を得な

がらしたいと。信達樽井線は、御承知のように府道でございますから、そのあたりの一定の我々の市道の砂川樫井線とのめどがつくということを一つの契機に、今度は大阪府に対してこの信達樽井線の整備について強く要請をしているというところでございます。

顧みれば、いろいろ歴史的な背景なり、あるいはその当時の思いなり、あるいはその時点での努力はあったというふうに思いますが、残念ながら凍結のやむなきに至ったということでございます。

今、公共事業について皆さん方もいろいろおっしゃっておられるわけございまして、我々もあの再開発については、これ以上長引かせるということは、街路事業の進捗にも支障を来すということで、やむなく一定の判断をしたというところでございます。その決断によって、今、我々は本来やろうとしております砂川樫井線あるいは信達樽井線、それに接続する駅前広場等の整備に着手するというところでございます。

経過については、非常に残念な思いを私自身もいたしております。権利者もそういう思いもあるというふうには思いますが、しかし今の時点ではやむを得ない決断であったというふうに思っております。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 砂川駅前の交通広場の件についてお答えをさせていただきます。

議員御質問で、また塩漬けの用地になるのではないかとございまして、平成13年度に債務負担行為を御承認いただきまして、今年度については数度権利者と話し合いをしておりまして、年内にできるだけ用地取得のできるようにと考えておるところでございますが、まだ具体的に価格等について話し合いは進んでおらない状況でございます。取得すれば、事業効果を上げるために公社の買い戻し、これについては公共事業としては3年以内に行うということでございますので、できるだけ事業に着手したいという考えを持っております。

しかしながら、事業としてどのような事業でやるのかということで、市単独で事業する場合には、オール税金の投入ということになってございます

んで、できるだけ補助事業に乗るような事業で広場の整備を進めたいと考えておるところでございます。今、早計に塩漬けの用地になるということはいえないというふうに思っております。

それから、浜地域の交通混雑の緩和策を検討ということでございますが、現在りんくうタウンの府道の泉佐野岩出線、これが開通したことによりまして、大阪方面から和歌山方面へ移動するのに直線的に浜地域を抜けるのが早いという車両が多々ございまして、大阪方面からの和歌山方面へ抜けるかなりの車両が浜地域に入っております。また、逆に朝などは、和歌山方面からできるだけ早く大阪方面へ行きたいという感覚のもとに、阪南地域から浜地域を通して府道の泉佐野岩出線へ直線的に抜きたいという車が多いので、混雑をするということでございます。

浜地域は既に空地的な部分が少々のございまして、できるだけ現道の整備、また府道との直線的な連結によってスムーズに通行車両をりんくうタウンへ流すのが、これが一番いいという考えを持っておりまして、今現在、浜男里御幸線という市道がございまして、これと府道の泉佐野岩出線、これを直結するのが一番現実的な交通緩和策という考えを持っております。

りんくうタウン内の周回道路、これについては府の企業局の存続の間に整備をするということでございまして、我々としてはこれが優先的な部分と考えております。できるだけ早く企業局に整備してほしいという要望は再三やっておりますが、大里川の仮排水路の問題がございまして、これの解決をしなければそれを渡るわけにいきませんので、これの解決も図りたいということで、来年度は精力的に協議を進めようという企業局との話になっておるところが現状でございます。

もう少し細部の部分で言いますと、男里浜の保育所、このここでかなりクランクをしてりんくうタウンに抜けるという形になってございまして、この部分の一部防潮堤の撤去と、それから緑地を貫通する道路の整備、これについては来年度やってほしいということで企業局に要望いたしております。防潮堤の一部撤去、道路整備については

来年度で協議を行うという形になってございまして、クランクの部分の見通しの悪い部分については、来年度解決の方向でございまして。

それから、南海の5号踏切の安全対策ということでございまして、機会あるごとに道路の管理者でございまして大阪府に要望しております。また、地元からもできるだけ早く安全対策を講じてほしいという要望は、再三、府の方にも出されてございまして、府と協議をしておるわけでございますけれども、樽井5号踏切については、これは南海電鉄の踏切でございますので、南海電鉄としては、基本的には踏切の統廃合に基づいて、どこか廃止ができるのであれば5号踏切を整備するというのが基本になってございまして、現在どこが廃止できるのかという部分もございまして、その面も含めて5号踏切の整備を検討しておるというのが現状でございます。できるだけ早く我々も、できるならば車道と歩道の分離、これが部分的にできないかということも含めて府と協議を進めておるところでございます。

それと、かなりの通行量があるということで、大阪府も交通量調査をことしの初めにやっておりますので、24時間調査をいたしまして、自動車の通行は約4,600台程度、歩行者が168人、自転車が1,120台、原付が490台というのが24時間の通行量であるということで、特に夕方の5時以降の通勤がピークであるということでございまして、これは先ほどの男里浜地域の交通渋滞と一致する部分がありますので、浜地域の交通アクセスの整備とあわせて検討していかなければならないという考えでおります。

和泉砂川駅周辺のバリアフリー化についてのお尋ねでございまして、高齢者などが公共の交通機関を利用して移動する利便性、また安全性の向上を図るために、交通バリアフリー法が制定されました。駅とかターミナル等の、また鉄道車両、バスなどのバリアフリー化の推進、駅などの旅客施設を中心とした一定の地域において、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に整備するのが目的でございます。

和泉砂川駅前の地域につきましては、バリアフ

リー法に基づく基本構想の策定を行いまして、駅、また交通広場、道路などのバリアフリー化を図りながら周辺整備を進めていく必要があると考えておりますので、来年度、基本構想の策定には着手をいたしたいという考えを持っております。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 松本議員さんの教育行政についての御質問の中、学校図書館の司書についてお答え申し上げたいと思います。

去る12月5日、読書で心を豊かに育てることを目標とする子どもの読書活動推進法が衆議院で可決されました。また、子供たちの活字離れ、本離れが最近とみに言われております。また、先ほど御指摘がありましたように、総合的な学習というような現場でのこれからの取り組みについての調べ学習、こういった意味でも子供たちが本に興味を持ち、読書の楽しみを味わえるよう、なお一層学校現場での取り組みが必要となってきております。これらのことから、学校図書館の果たすべき役割がますます大きくなっていくものと認識いたしております。

本市の小・中学校でも子供たちの読書意欲向上のため、先生方の御努力で各学校での取り組みを進めてくれております。教育委員会といたしましても、今後とも各学校の図書館整備について努力をしてまいりたいと考えております。

図書館司書につきましては、近隣の市町を見ましても、図書館の環境整備を初め、子供たちの主体的な本の活用等、効果が上がっていることを認識いたしております。本市教育委員会といたしましては、大変厳しい財政状況ではありますが、教育委員会の諸施策の優先順位を考慮しながら課題解決のため努力をしてまいりたいと考えております。御理解願いたいと思います。

議長（角谷英男君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 教育行政のうち、学校施設整備について御答弁申し上げます。

教育環境整備の充実を図るため、可能な限り施設の改善に努めてまいっておりますが、経年劣化が進んでおります。施設整備につきましては、現在、緊急性、危険性のあるものから優先的に実施いたしておるところでございます。

また、大規模改修を計画的に実施すべく、12年度より耐震予備診断を小学校11校で実施してまいっております。13年度につきましては、中学校4校の耐震予備診断を現在行っております。今回実施した耐震予備診断につきましては、建築物の一生のレベルでの考えを持って、社会的財産としてどのようにしていくのかを考える1つの要因としてとらえ、建築物の保全とあわせて合理的な判定を下して、効果的な改築、修繕に早急に着手できるようつなげていきたいと考えております。

教育委員会といたしまして、今回の耐震予備診断で市内の各小学校の施設保全状況を把握できたものと考えておまして、大規模改修までの間できるだけ長く施設の保全、修繕を続けてまいりたいと考えております。今後とも、教育環境づくりの推進に努めてまいりたいと存じます。

次に、中学校のコンピューターについて御答弁申し上げます。

現在、中学校に導入されているコンピューターですが、導入当初の機種を中心に毎年度配分予算等をもとに新機種を更新いたしているところであり、学校によりましては違いがありますが、少ない学校で8台、多い学校では17台が新機種に更新されております。導入当初の機種ではインターネット対応等、授業に十分対応できにくい状況にあります。

教育委員会では、中学校のコンピューターにつきましては、現在の状況では不十分であり、早急に解決すべき課題の1つであると認識いたしまして検討しているところであり、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） それでは、私の方から松本議員御質問の子ども支援センターの遊び場について御答弁をさせていただきます。と思います。

同センターの規模でございますが、建物面積が約400平方メートル、その中には保育室が3室、エントランスホール、事務室等がございます。また、東側には日がよく当たる園庭約200平方メートルを有してございます。そこでは子供を育てる上で気がかりなことや、心や体の成長発達のこ

となど、子供に関するいろいろな問題について保護者の方々と一緒に考え、専門的な立場から総合的に支援を行う施設として平成9年9月に総合福祉センター内にオープンをいたしました。

現在、同センターでは障害児通園施設リバースクールを主体に、めだか教室、ちびっこプラザ... (松本雪美君「そんなこと聞いてません。遊び場のことを聞いてるんです」と呼ぶ) 遊び場のことも申し上げます。お聞きください。ことばの教室、子ども相談室といった事業を積極的に展開してございます。

樽井保育所で開園してから現在の子ども支援センターで22年目を迎えるリバースクールでございますが、発達のおくれ、また疑いのある子供を対象に専門的療育・訓練・保育を毎日通所で今年度は23名の利用となっております。

今後子ども支援センターの事業につきましては、以上のような取り組みをさらに充実させ、市内の各保育所とともに、さまざまな子育て支援事業を展開してまいりたいと考えております。

議員御質問の遊び場の拡大につきましては、現在あいびあ3階保育室などを最大限の利用をいたしてございまして、今後も事業展開の中で必要なスペースについては可能な限り確保してまいりたいと、このようには考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長(角谷英男君) 松本君。

11番(松本雪美君) 和泉砂川駅前の問題では、市長は経過だけは述べられましたが、塩漬け用地になるかどうか、私たちはこのことをすごく心配しておりますので、3年で事業化の方向へというふうに山内部長はおっしゃいましたけれども、しかし基本構想をつくり、計画をつくり、それから実施をする、ただそれだけで事がスムーズに進むことはありませんね。

住宅を買収され、土地を離れねばならない人たちは、そんなにいと簡単に立ち退くというようなことは考えられませんし、そういうめどを持つての話かどうか。私は、この前も不動産の値段を決めるような会議も開かれたそうですが、5億6,000万になんなんとするような大きな土地です

ね、3,700平米ほどですね。塩漬け用地になりますと、今でさえ1年間に4,000万円という金利がかさんできて、それに5億6,000万円分がかさんできたとしたら、また1,000万円ふえるわけですから、1年でも長くなることは、それだけ市の財政に影響を与える大変なものやということをお願いいたすわけですね。

だから、見通しを持ってやられてるのか、そして砂川樫井線と和泉砂川駅前停車場線ですか、その幅の問題も含めて本当に具体的なものにしていくためには、そう簡単に1年や2年、3年で答えが出るはずはないので、その辺のところをどう考えているのかということをお聞きしたいんですよ。

それと、私はむだな仕事やったと、5年間も本当にした仕事、一生懸命やった仕事がかんなものやと、こういう状況になったということに対することは何にも答えてくれませんでしたし、私はこういうことが当然あることだということで、日本共産党は当初から指摘をしてきたんです。今、計画をつくって、今のことを理解をして進めていくというのは政治家ではありません。政治家は10年、20年先を見通した上で仕事をせねばならないはずですから、そういうことを私たちは見通して、もともと640億円、そしてそれが今の中止されるまでで、凍結されるまでには68億円と、10分の1の計画に転々と何回絵をかき直させたんですか。こういうことは、市長の和泉砂川駅前の再開発事業、これはまさに失政と言わざるを得ない。私はこういうふうに だから市長の反省を求めたわけですよ。

それと、先日、この駅前広場の前の土地、もともとの計画地になっていたところの工場跡地が競売にかけられて、何と4,100以上の土地が2億18万ですが、で落札されてるわけですよ。1平方メートルにすれば4万8,000円余りですわ。泉南市が買おうとしてるところは、この前の大体の動きを見てもまして平均値をとったら、5%のビルの壊し賃も含めて計算したら15万2,200円、何と4倍近い額ですよ。競売ということは特別なことですから、私はそれをマイナス面にして見たとしても、倍の値段がついても今の5億6,0

00万のところにはまだ到達しないわけです。

だから、こういう本当にたくさんのお金を投資する計画を持っておられる。これはやっぱりもっと真剣に、もっと具体的に、もっと見通しを持って、そして計画を進めていくための決断を下さないかと思うんです。塩漬け用地をどんどんふやすような結果になり得ることは明らかであります。

それと、もう1つ、教育問題では私は市長に答えてほしかったんです。もうすべて説明なんかしていただかなくても、私は最初の登壇のときにすべて申し上げております。市長に聞きたいのは、お金を出す気があるかどうかということですよ。コンピューターを買うためにお金を出す気があるかどうか。

学校図書館は、当然国の法律でも整備せよということがうたわれて、この12月5日に法整備されたわけでしょう。そして、子供たちが本当に学校で、今の状況、私もさっき言いましたけど、大変な状況やからこそ、こういうことにも力を尽くしてお金もかける政治をしなさいと、こういうことでしょう。それなのに市長は何にも答えてくれています。これはいかがですか。総合的学習、来年度からの教育指導要領が改訂される、こういう時期だからこそ強くお願いしてるわけですよ。市長の政治的判断、決断が待たれてるわけですよ。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） どこまでが質問で御意見か、ちょっとよくわかりにくいんですけども、教育施設のコンピューター問題については、先般も泉南市のPTA協議会ですか、市Pの方からも要望をいただいております。これは来年度の話でございますから、まだ予算査定には入っておりません。当然、教育委員会の方では予算要求というんですか、そういうのをされてるかとは思いますが、まだそこまでは至っておりません。予算は全体的なものでございますから、またその査定なり、あるいは市長査定、助役査定、いろいろありますが、そういう段階で上がってくれば一定の判断をしたいと、このようには考えております。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 和泉砂川駅前の広

場の用地取得、これについての目的は既に述べてきておるところでございます。平成13年度に予算化いたしまして、我々、今現在取り組んでるのは、まず事業をするに当たっては用地の取得が先決であるということで、一団の用地でございますので、できるだけ早くこの用地を確保したいというのが現在取り組んでおる仕事でございます。

また、道を挟んで、あれは南側になるんですか、あそこの競売の物件の用地の話がありましたが、それは当然事情があってそのような形になったんでございまして、これが駅前広場の用地取得に影響するということはございません。また、そっちの方が安いからそっちの方を買うというわけにはまいりませんので、我々としては定められた、債務負担を行っていただいたその部分の用地取得について全力を挙げるわけでございます。

議長（角谷英男君） 松本君。

11番（松本雪美君） 私は駅前の問題もそうですが、市長に答えをしてほしいんですよ。あなたの失政の責任をどうとるか、私は経過だけ聞かしていただいても何もならないと。これからまた同じようなことを繰り返して、また計画が10年も15年もというようなことに流れ込んでいって、どんどん泉南市の市民の納めた税金がむだ遣いになる。そんなようなことを食いとめることが今大事なことやということで、私はそういうことをあなたにお答えをしてほしい。そういうこの計画、今度の計画が本当に3年後にスタートできるんですか。そのことをできるかどうかの決断をあなたはして、買い取るわけでしょう。買い取るということを決めたんでしょ。できるかどうかをここで 私はできないと思ってるんですよ。市長はどう考えているか、聞きたいんですわ。

図書館の司書の問題も、それからコンピューターの問題も、このことはずうっと一貫して私は議会で取り上げてきてるんですよ。だから、今、教育委員会が予算査定をまだやってないから何とも言えない。何とも言えないどころか、そんなんじゃないかなかったですよね。これからの問題やと、こんなふうにおっしゃいましたけど、私は教育にお金をかけるかどうかは市長の判断、市長の決断やと、こう言うてるんです。市長は決断するんですか、

しないんですか。そのことを今、市長に答えを出してくださいと言ってるんですよ。いかがですか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 教育に予算をつけるのは、当然のことでございます。

それから、駅前のことですが、今、先般解決いたしました大規模工場の跡、既に工事に入っております。あと物件が砂川榎井線部分で3軒ほど残っておりますけれども、これらについては鋭意交渉中ということでございます。パリアフリー法との関係で、パリアフリー法適用のための調査を来年度やるということで、駅前広場と駅舎、その周辺道路との一体的な整備という位置づけをすることについていたしております。

それから、もし取得ができれば貴重な財産取得ができるわけですから、暫定的な駅前広場の整備ということも含めて検討をいたしておりますので、もし買収ができれば、それをできるだけ早く有効的に使えるという考えをいたしているところでございます。

それから、コンピューター等の問題でございますが、これは特に中学校を早期に導入したという関係もあって、機種の古くなっていると。今の技術革新の非常に早い時期ではすぐに古くなってしまふということがありまして、インターネット対応ができないということは承知しております。ですから、それは更新をしていってるわけですが、今後、機種を買収して更新していくのか、あるいはこの際リース方式にやるのかということについては、今、教育委員会で検討しているということで聞いておりますので、それらが上がってくれば私の方で判断をしたいというふう考えております。

議長（角谷英男君） 松本君。

11番（松本雪美君） あのね、市長、私はこの前、ABC委員会の「米百俵」の映画を見たんですよ。私は、この「米百俵」の映画の中で本当に感動しました。小泉さんが言うてる意味と全然違いますよ。小泉さんは何でも我慢せえということ言うてますが 私はそういうふうにとらえたんですが、この映画は、本当に飢饉で飢えに苦しむ長岡藩のそういう一大危機に小林寅三郎という

人が、今、大事なことは子供たちに学問を受けれるようにすることやと、米百俵のお見舞いをもらったけれども、これは飢えに苦しむ人に、藩士に食べてもらうんじゃないかと、1人たった2升やと。これを固めて使えば、子供たちを育て、将来の長岡藩を立て直すために大きく役立つやと、こういう大きな意味をもって米百俵を学問に投じたわけですよ。将来の長岡藩の子供を育てるために投じたわけですよ。こういう映画ですわ。市長、知ってますか。

私は、こういう精神を持っていただきたい。今まで市長、どうですか。あなたは平島市長から引き継いだ後、教育費はどんどん削って、需用費だって当時の63%ですよ。学校の大規模改修もどんどん先送りして、そのうち耐震の強化をせねばならないから、またもっとお金がかかって何もできない。こんな現状に追い込まれたでしょう。お金をかけなかったことは、どんどん教育を貧しくし、また子供たちをいろんな暴力やら学級崩壊やらにつながるようなところに追い込むような結果になるんですよ。

だから、私は学校の司書の問題でも、専任の司書をつけるために予算を組みなさいと言ってるわけですよ。コンピューターも入れて、子供たちを育てるためにお金をかけなさいと言ってるんですよ。それが今、国が求めている教育の内容でしょう。違いますか。だから、そのとき考えます、では答えではありません。どうするか、やるのかやらないのか、その一言を市長に言ってほしいために私はここで質問に立ってるわけですよ。

熊取では、今まで4人しかいなかった司書をことしから8人にしてるんですよ。8人、倍にしてるんです。すべての小・中学校に1人の専任司書を配置して、子供たちにサービスしてるんですよ。泉南市よりも小さなまちがそれだけのことをできてるのに、何で泉南市はできないんですか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、これは教育の話ですから、私が直接手を下すというわけにはなかなかいきません。ですから、そういう形の予算要求なり何なり上がってきた時点で、当然予算配分という中で私は判断をしますよということをお申し上げ

ているわけで、来年度予算の話ですから、今こ
こであなたに対して、するとかしないとか、つける
とかつけないというのは、それはそういう場では
ございません、これは。方向性として、そういう
要求があって必要とするならば、それは当然つけ
ると、必要でなければつけないと、こういうこと
ですから、予算の問題でございますから、ここで
あなたに対して個別の内容について御答弁を申し
上げるといふ場ではございません。方向性は示し
たいといふふうには思っております。

議長（角谷英男君） 松本君。あと4分です。

11番（松本雪美君） 方向性は示したいと、こ
こで判断はできないけど、方向性は示したいとい
うのが市長の本音ですか。教育委員会は、そうい
う状況をしっかりとらえて、市長に判断を求めて
お金を出してくれる要求をするんやと、こうおっ
しゃってるわけですからね。だから、市長の判断、
決断が子供たちを守れるかどうかにかかっているん
やということを私はここで強く訴えてるわけです
からね。その答えは、同じ答えを繰り返しても仕
方ないですから、方向性を示したい、これでいい
ですね。それで子供たちを守る立場に立つ、そう
いうことでよろしいですか。

それと、市長はすべて、さっきの和泉砂川駅前
の問題でも、地域住民がやめると言うたからこれ
以上続けるわけにはいかない。すりかえるような
ことを 教育の問題でもそうですよ。すりかえ
るようなことを平気でおっしゃってるわけです
からね、本当に悲しいですわ。

だから、私は市長が本当にやるべきことに、今
の現状で何をやらなあかんかということをしっ
かり決断を下してほしい。それから、老朽校舎の問
題、震災後にも特別に5年間、有利な形で震災の
後の改修にお金が出た時期まで市長は金を出さず
に、学校の校舎の改造について、改築については、
見逃してしまったという結果もあることを1つ言
うときますわ。

それと、あと和泉砂川駅前のことでは何年ぐら
いのスパンを持って考えておられるのか、そのこ
とを市長は最後に答えてください。何遍言っても
お答えしていただけないですしね。もう一度、一
言お願いします。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 教育施設の充実については、
従来から取り組んでおります。何もしていないよ
うなことをおっしゃいますが、大規模な改造なり、
あるいは建てかえなりやっているとところもござい
ますから、それはきっちりと理解をしていただかな
ければいけないというふうに思っております。

ただ、建設の時代から管理の時代に入っており
ますから、かなり古くなっている校舎がたくさん
ございますから、優先的にそれは行ってるという
ところでございます。

それから、コンピューター関係については今の
時代、やはり小学校からコンピューターになじむ
と、親しむというのが当然の時代になっておりま
すから、それらの充実というのは必要だといふ
ふうには思っております。

学校司書の話でございますけども、これも従来
から教育委員会でお答えしておりますように、各
市の状況も調べ、そしてすべての学校に配置とい
うのはなかなか一度にはいってないところが多い
ようでございますが、巡回的というんですかね、
当面そんな形でやっているとところがございます
から、そういう要求があれば私の方で判断をしてい
きたいと思っております。

それから、都市整備の方の砂川の駅前でござい
ますが、砂川樫井線については一定めどが通じて
まいりましたので、それとあわせて駅前広場を整
備するということにいたしております。ただ、難
しい物件が残っているのは承知をいたしておりま
す。しかし、それは街路事業の中に入っております
から、事業認可をいただいております。任意買
収が無理ということであれば、土地収用法の適用
もやむを得ないという気持ちを持っておりますの
で、事業をおくらないということで全力を尽く
したいと思っております。

議長（角谷英男君） あと1分です。松本君。

11番（松本雪美君） 男里浜の交通混雑の問題
は、これはもう待たなすですよ。だから、将来
的には、来年は堤防なんか撤去するような話し
合いに入るんだと、こういうふうにおっしゃいま
すが、踏切通過をする台数だけの調査では本当の
数字は出ていません。りんくうタウンから離れて

側道に入って、踏切を通過しないで尾崎の方へ向かって流れていく車の台数もそこに入れなくてはならないということです。

議長（角谷英男君） 時間が来ております。

11番（松本雪美君） はい。それで、一日も早く早急にこの問題は解決の方向を目指していただきたい。強くお願いをしておきます。

議長（角谷英男君） 以上で松本議員の質問を終結いたします。

次に、3番 小山広明君の質問を許可いたします。小山君。

3番（小山広明君） おはようございます。最後の一般質問の日程になりましたが、頑張ってきてまいりたいと思っております。

平和における自治体の役割について、市長、ジュネーブ条約の追加第1議定書は、市民をいかに戦争の被害から守るかという立場に立ったもので、この条約に立った自治体における条例の制定が私はぜひ必要であると考えております。市長の考えをお聞かせをいただきたい。

次に、行財政改革には組織のあり方が重要であります。これまでの各部に分かれているあり方ではいけないと思うが、これからはどんな組織がいいと思うのでしょうか。市長の考えをお聞かせをいただきたい。

次に、4次の基本構想案が示されております。環境保護と開発が混在しているように見えますが、何をしないのかということ言うことが、より将来の姿がはっきり見えるのではないかと思いますので、何をこの基本構想の中ではしないのかということ述べていただきたいと思っております。

次に、住居表示は9,000世帯ほどが終わっております。世帯当たり約1万円で、約1億円ほどが投入をされてきましたが、1996年からとまっているが、これは職員がこれから行ってはどうか。これは大きなメリットが私はあると思っております。市のことがよくわかるという点でも。その点で職員における住居表示の業務をすることを提案したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、清掃・下水道事務組合のあり方を見直してはどうかということで御質問いたします。

先日、南部下水道組合の議会を傍聴しました。

決算の審査が議論もなく終わりました。清掃事務組合議会も傍聴いたしました。ここでも決算の審査は2人から質疑はあったが、十分な議論はなされておりました。私は、こういう議会で互いの議論ができるようにして、事務組合方式をやめることもひとつ考えてはいかがかと思うのですが、今の事務組合のあり方について市長はどのように考えておられるのか、お述べいただきたいと思っております。

次に、高岸、砂原、氏の松市営住宅の払い下げを求める裁判の判決が棄却となり、原告は控訴しております。行政の16年に及ぶ払い下げ決定の行為を覆すことは、現実的にはできることはありません。このような事実は法が予定した範囲を私は超えていると思っております。政治の決断が必要であります。このまちで解決できるのは、法的にも向井市長だけであります。また、解決しない力も持っている。市長の解決を踏まえた考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、下水道の今後についてであります。財政面からとてもこのまま進められないと思っております。団地の集中浄化槽の管理や個別の合併浄化槽の管理も含めて、市の責任で行うことが私は必要と考えるが、いかがでしょうか。

次に、りんくうタウンは内陸部の住工混在の解消が目的で許可され、埋め立てられました。その原則に立って、泉南市の環境をこれ以上悪化させないことが大事であります。今の流れは泉南市の汚染がよりふえるという流れにあると思っておりますが、市長の考えをお聞かせをいただきたい。

次に、地場企業の廃棄物を市の責任で共同処理すべきであると考えますが、現在の焼却場の利用も含めてお答えをいただきたいと思っております。

次に、部落問題の一般施策化であります。寿湯や若松湯が1つになるという話が出ておりますが、私はむしろこれを残してここを市民交流の場にするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、市民病院を阪南市と共同で行うために阪南市との協議をされておられると思っておりますが、どのような協議をされて、今どういう状態にあるのか、お聞かせをいただきたい。

次に、林・農・漁業の振興であります。関係

者との協議をしていきたいという答弁がありましたが、このことについて具体的に協議をしたのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、ごみの減量化で標準数の袋を配布して、その増減によって減れば買い取る、ふえれば買い上げるという還付徴収方式を提案してきましたが、その後の検討状況をお聞かせいただきたい。私も富田林等で先日聞きましたが、今、泉南市が言っているように、集合住宅等のボックスに出す物がネックだということを言われましたが、聞きますと、全くネックにはなっていないと。市民にちゃんと周知徹底すれば、それは守られるということをお聞かしておりますので、お答えをいただきたいと思います。

次に、コミュニティバスの定期方式をするための導入へのネックについてお示しをいただきたいと思います。

最後であります。関空の沈下や陸上飛行問題、需要隠しや採算性から、私は2期は進めるべきではないと思います。また、南ルートも実現性はないと思います。市長の考えをお聞かせいただきたいわけですが、私はこの関空の問題は、基本的な理念がすべて失われてしまっているのではないかと思います。沈下の予測の問題、また最近新聞で出ました需要隠しの問題などを考えますと、本当に2期というのは、確かに国際ハブ空港として必要という必要性はわかるわけでありまして、そのつくり方においては大変不誠実な、地元に対しての住民合意の面からいっても、私は根本から見直す意味でも、2期は中止するというようなことを市長はぜひ表明するべきだと思いますが、市長の2期に対してのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問は終わります。

副議長（東 重弘君） ただいまの小山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） まず、ジュネーブ条約の件でございますが、これはもう前から何回も御質問いただいているわけでございますけれども、私どもといたしましては、このジュネーブ条約追加第1議定書につきましては、戦時のことであるということも踏まえまして、それを今、1自治体がこれ

を盛り込んだものというのは非常に難しいと。むしろ国家そのものの話だというふうに思っております。

特に、泉南市の場合は昭和59年の12月26日に、この本会議におきまして非核平和都市宣言がされているわけでございますから、我々はそれを遵守するという立場で、毎年8月を非核平和月間として、市民の皆様とともに積極的に世界の恒久平和に向けた活動を行っているところでございます。

「真の平和と安全は人類共通の願望である」に始まりまして、「わが泉南市は「非核三原則」の厳守を政府に強く要望するとともに、市民に対し、核兵器廃絶の啓蒙活動を行いつつ核兵器の廃絶を全世界に向かって訴え、ここにわが泉南市を「非核平和都市」とすることを宣言する」というふうに結んでおりまして、非常に崇高な内容を含んでいるというふうに思っております。

この無防備地域でございますけれども、紛争当事国とは主権を有する国家であるという点、それと外交、防衛等の権限は通常、国家に帰属するというところでございます。

また、59条の2項のうち、無防備地域を宣言する紛争当事国の適当な当局に地方自治体が該当するかどうか、該当する場合に無防備地域となるすべての条件を一地方自治体で満たすことが可能なか等、非常に難しい問題がございます。

これらを踏まえまして、現段階では本市の非核平和都市宣言の精神にのっとりまして、市民の皆様とともに地道な活動により、世界の恒久平和に向けた取り組みを継続するとともに、多くの非核平和都市と手を携えながら、唯一の被爆国としての立場から、日本政府はもとより世界の国々に対し、平和の維持に努める努力を今後とも提唱していくことが重要ではないかというふうに考えております。今後とも世界の恒久平和に向け、皆さん方とともに地道な活動を続けてまいりたいと考えております。

次に、総合計画の件でございますけれども、今回第4次の総合計画の策定をこの前から諮問させていただいておりまして、御答申をいただいて今議会に議案として上程をさせていただくことになっ

ております。これは、現行の3次の総合計画の目標年次が到来したことに伴いまして、本市の現状と社会潮流や環境変化を踏まえ、今後のまちづくりの課題に対処し、21世紀初頭における長期的視野に立ったまちづくりの新たな方向性を示すべく、第3次総合計画を改定しまして第4次の総合計画基本構想を策定するものでございます。

議案として上げさせていただくのはこの基本構想ということですから、個別の事業そのものは今後の基本計画あるいは実施計画にゆだねられるものというふうに思っております。基本構想でございますから、その方向性を示すということになっております。

特に、第4次総合計画におきましては、「水・緑・夢あふれる生活創造都市」を将来像といたしまして、まちづくりの主体であります市民一人一人がお互いを認め合い、まちづくりに主体的に夢、希望を描ける市民主体のまちづくりを進めていくための基本方向を示しているものでございます。

なお、今後の実施計画等においては、今後の財政状況、あるいはこれからの動向等も踏まえて今後策定をしていきたいというふうに考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、一部事務組合の問題でございますけれども、清掃並びに下水道の広域でやっております一部事務組合の管理者を務めております関係から、御答弁を申し上げたいと思っております。

まず、南部の下水道組合につきましては、地方自治法第284条並びにそれ以降の法律にのっとりた地方公共団体の一部事務組合でございます。

御承知のように南部下水道組合は、泉南市、阪南市、岬町、泉佐野市から発生する汚水を大阪府の南大阪湾岸南部流域下水道に集め、処理する業務の維持管理のために設立されたものでございます。3市1町で構成しております一部事務組合方式をとっております。

一部事務組合の利点といたしましては、地方公共団体ごとに設ける事務を1カ所に集約することによりまして、事務処理の共同処理化が図られ、コストの軽減につながるものであります。

また、地方公共団体の事務の一部を共同で処理

するものであるため、市議会と同様に組合議会を設ける必要があります。それにより組合を構成する市町村から選出された議員を通して、住民からの意見が反映されるものであります。

議員御指摘の事務組合方式のあり方でございますが、広域的な下水道事務を共同処理する方法として、現行の下水道組合方式のほかに下水道公社方式等が考えられます。

公社とは、御承知のように民法第34条に規定する公益法人に該当するため議会がございません。よって、議会経費等が削減されるメリットがあります。しかしながら、住民の意見が反映しにくくなるということも考えられます。3市1町で構成しております一部事務組合でありますので、組合を解散し公社化するというにつきましては、構成する3市1町の議会や組合議会の議決等が必要なのは当然でございます。その他大阪府等の関係機関の協議あるいは同意が必要になります。このような意味から、泉南市独自で判断できるものでもございません。なお、中部、北部も同様な方式をとっているところでございます。

ただ、大阪府につきましては、今のこの一部事務組合方式がいいのかどうかという検討は、学識も入れてされておられまして、一定の方向性が示されております。それは、将来的には管理そのものも大阪府が行うのがいいのではないかというような内容となっております。ただ、それを進めるためには一部事務組合の抱えております問題、あるいはプロパー職員も当然ございますから、このあたりの問題も今議論となっているところでございます。

清掃事務組合についても同様でございます。これは泉南市と阪南市によりまして2市でもって一部事務組合を構成いたしまして、広域的にごみの処理を行っており、24時間連続燃焼という形でダイオキシン対策等の改善もいたしたところでございますし、また余熱利用といたしましては、共同で温水プールをつくりまして市民の健康保持、増進に努めているところでございます。この問題についても、先ほどと同様な一部事務組合方式ということになっておるわけでございます。

なお、議会を傍聴されておられたのは承知して

おりますが、議会の議員の皆さんからも清掃事務組合においては活発な議論もいただきました。南部については、今回大きな案件もなかったということで、たまたま御質疑がなかったのかなというふうに思っておりますが、市民の代表として構成されておられます議員によって、我々理事者側と活発な議論をし、そして住民の方々の意見をかわって議員さんの方からお示しをいただいて、我々はそれにお答えをするという形でやっておりますので、正常に機能しておりますのは当然のことです。ですから、御理解をいただきたいと思えます。

それから、広域による病院の経過ということでございますけども、私どもは以前から広域的な市民病院ですね。今から1市で単独で市民病院をつくるというのは、なかなか非常に困難でございますし、ベッド規制もございまして、また病院が順次高度化、専門化してきているという中で、非常に難しい状況になってきているということで、従来からそういう考えを持って近隣の市長ともお話ししてきておるところでございます。当面、阪南市の市民病院が非常に老朽化しているということも踏まえて、前の成子阪南市長にもそのあたりのお話もさせていただいておりますし、今の市長ともお話をいたしております。

ただ、阪南市立病院につきましても、建てかえの必要性は認められておられるわけでございますけれども、場所の問題、あるいは財源的な問題等でまだ具体化されていないというふうに聞いております。

したがって、今後この前つくりました泉州南広域行政研究会におきましても、広域的な課題の1つに上がってこようかというふうに思っておりますので、今後とも十分お話し合いをしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

副議長（東 重弘君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 小山議員さんの御質問2点目の組織の関係について、まず御答弁をさせていただきます。

官民間問わず一般社会におきましては、組織というものは非常に大切なものでありまして、そのあ

り方はその社会情勢を反映しているものと考えております。個々のパワーでは不可能なことで、そのパワーを集積することによりましてより一層の発揮が可能となり、これまで人類として文化、文明を築き上げてきたものであるというふうに認識をいたしております。この認識は行政組織においても同様であり、地方分権が実行の段階を迎えた今日、市民ニーズは今後ますます多様化、複雑化し、信頼される行政運営を行うためには、環境の変化に即応できるような柔軟性や効率性を備えた組織体制の構築が重要であるというふうに考えております。

そのため、新行財政改革大綱にも方策の柱として、組織機構の活性化と人材育成を記載し、市民から見てわかりやすい組織機構の整備を進め、より簡素で効率的な機構の確立に努めまして、ことし10月に組織機構の改革を実施したところであります。今後とも、大綱の趣旨を尊重しながらむだのない効率的で活性化された組織の構築に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、りんくうタウンの関係でございますが、住工混在の解消ということでございますが、りんくうタウンの事業目的が2つございまして、1つは空港の支援、補完、もう1つは内陸部の環境改善、つまり住工混在の解消ということでありました。予備申し込みの時点では、多くの業種におきまして共同化、協業化を行うなどとしての進出計画がありまして、市内企業の申し込みが殺到したという状況でありました。

ところが、バブル経済の崩壊とその後の経済状況のもと、さらには地場産業である紡績を主とする繊維工業が構造的な不況に加えて、発展途上国の追い上げ等もありまして、その進出意欲も弱まっておりまして、市内企業の移転が進まず、一方他地域からの工場立地も思うように進展していないという現実にあります。

府においては、りんくうタウンの活性化を目指して職員によるプロジェクトチーム、学識者による検討委員会を昨年11月に相次いで設置をいたしまして活性化方策の検討が進められまして、8月には最終報告書も出されております。

内容といたしましては、本市議会空港問題対策

特別委員会でも御説明いたしましたところですが、現下の厳しい状況を認識した上で、積極的に産業集積、都市創成戦略を進める方針を進めました。この間、大阪府は平成11年からりんくうタウンの本市域について産業拠点開発地区の指定、南地区の産業活性化ゾーンの設定、産業集積促進地域の指定、また分譲価格の2回にわたる引き下げなどのインセンティブ策を実施するとともに、ことしの8月から一万社ローラー作戦を展開中でありまして、結果的にはことしに入り2社の立地が決定したところであります。

本市といたしましても現状を打開するため、これまでにも要望してきた土地利用に係るゾーン設定の見直し、防潮堤の撤去や生活道路、周回道路などの早期インフラ整備に加えて、インセンティブ策の充実等を府に求めるとともに、従前以上に府と連携を強めて企業立地に努めていきたいというふうに考えております。

次に、空港問題でございますけれども、通告の中で地盤沈下、陸上ルート、需要隠し、南ルートという4項目がございましたが、その後質問の中で2期中止という質問もございましたので、それについてお答えをさせていただきたいと思いません。

市といたしましては、関西国際空港は3本の滑走路から成る全体構想の早期実現が不可欠であるというふうに考えております。当面は7次空港整備計画において最優先課題として位置づけられております4,000メートルの滑走路を整備する2期事業が円滑に推進されることが必要であるということで、地元9市4町こぞって要望いたしておるところでございます。

また、昨年12月には宮澤大蔵大臣と当時の扇運輸大臣によりまして、2期工事の一部圧縮や経営体制のあり方を見直すことを条件に、2007年の供用開始に合意する覚書が締結されております。関空は世界に開かれた関西圏の都市活動を支える必須の交通基盤施設でありまして、都市再生の核の1つであることから、引き続き国と地元が一致協力してその整備を進めることが必要であるというふうに考えておりますし、17日には与党3党の幹事長によりまして2007年2期供用

開始について確認されるとともに、18日には財務大臣と国土交通大臣によって2007年供用開始を目標として、工事を推進する旨の覚書が交わされております。

また、2期事業は関空を行政区域とする本市といたしまして、直接、間接を問わず財政面、企業立地、雇用、りんくうタウンを中心としたまちづくり等、本市行政の各般にわたって密接につながっております。まさに共存共栄の具体化でありまして、2007年の平行滑走路の供用開始に向けて2期事業を着実に推進していかなければならないというふうに考えております。

次に、地盤沈下の関係でございますけれども... (小山広明君「それはもういい」と呼ぶ) よろしいんですか。

それでは、陸上ルートについてでございますが、一昨年12月3日から導入されておりますけれども、当時、新飛行経路導入に当たって、環境面の特別の配慮の誠実かつ確実な履行を国が確約したことを地元9市4町がすべて受け入れ、新ルートを容認したという経過がございます。その後、折々に開催の飛行経路問題に係る協議会では、騒音・高度・経路の観測結果、また苦情処理結果などが逐一報告されてありまして、いずれも当初の約束の数値等をクリアするものでございます。

ところで、去る8月24日に開催された協議会で、飛行経路の一部変更が国から提案をされております。その内容の1つは、航空交通容量の拡大に向けた飛行経路の整理でありまして、2つ目は航空シャトル便の利用者利便性の向上のためであります。今回の変更案をそれぞれ方面別に合計便数で見ますと、当初の新飛行経路導入時あるいは現在と比較してほとんど変わらないものであります。

また、新飛行経路が導入されてから2年半、十分な飛行高度が確保されていることや、航空機騒音も低いレベルで推移していること等を勘案し、地元9市4町の市長、町長から異議もなく了承されたところであります。その後、航空関係者への周知期間をにおいて、11月29日から新飛行経路の運用が始まっております。

今後とも飛行経路問題につきましては、地元と

共存共栄する空港という関空建設の理念を踏まえつつ、環境面の特別な配慮が確実に履行されるよう、適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

次に、需要隠しの問題でございますが、1本の滑走路で22万回以上の発着が可能との試算をまとめながら公表を控えていたという新聞報道がございました。国土交通省からは、事実と異なる旨の見解が出されております。今月10日に開催された関空会社、大阪府、関空協で構成する関西国際空港三者連絡会議で向井市長が問いただしたところ、そのような事実はないという回答がございました。

今後とも、関西国際空港に関する情報につきましては、積極的かつ速やかに公表するという姿勢を堅持されるように求めてまいりたいと考えております。

次に、南ルートでございますけれども、南ルートの経過は従前からいろいろと述べさせていただいておりますので、省略をさせていただきたいと思いますが、今年度も昨年度に引き続きまして、南ルートについては国とともに調査を行うという考え方で進めております。

国における行財政改革推進の中、組織の見直しや大規模公共工事の見直しが進められてるところでございますけれども、関西国際空港の機能充実とリダンダンシーの強化のために、また周辺地域の発展にとっても空港連絡南ルートは必要であり、今後も市議会の御理解と御協力を得ながら、早期実現に向けて努力をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） それでは、答弁をさせていただきます。

まず、住居表示を再スタートさせてはどうかということでございますけれども、議員質問の中で御指示がございましたように、4地区については既に終わっておりまして、平成8年度からこれは行革の関連で一時中止という形になっておるところでございます。残っているのは、一番大きい信達地域からやるということになっておりましたので、

信達地域から再開するとなれば取り組まなければならないということでございます。

住居表示で一番費用的にかかるのは、これは人件費でございますので、当時、係を置いて職員3人で対応しておったわけでございます。果たして今度信達地域に着手するということになれば、当時の体制でいいのかどうか、また委託費の問題もでございますので、これらをクリアしなければ、住居表示の必要性はこれは当然あるわけでございますけれども、ほかとのバランスの関係で事業投資をしていいのかどうかと、そういう判断をしなければならないので、経済情勢というんですか、市の財政状況を考えながら住居表示は再スタートさせたいということで、時期的な問題はちょっと今申し上げられませんが、これについては常時考えていかなければならないというふうに思っております。

それから、住宅の払い下げ請求事件、裁判の問題でございますけれども、これについては原告側は控訴されたということでございますので、依然として裁判が続いていくということになっておるわけでございます。我々としてはその裁判がスムーズに進捗するように事務的な部分も含めて考えていかなければならないということでございまして、住宅問題を裁判で解決しようと、そういう考えは持っておりません。やはり市の住宅施策というのは、裁判とは別に検討しなければならないのではないかとというのが私の考えでございます。現在取り組まなければならないのは、一審で市の主張が十分に反映された判決となっておりますので、二審になってもその範囲の中で和解というのはあり得ないのではないかとことを思っております。

なぜならばと申しますと、原告はいわゆる裁判費用も全額負担しなければならないという判決でございますので、我々の方から和解の条件を出して話をするというような状況には至らないのではないかと考えを持っております。

それから、農業、林業、漁業の振興について各関係機関との話し合いをしたのかどうかと、その経過をという御質問でございます。

まず、林業につきましては、泉南市域で林業を

専業でやっておられる業者というんですか、林業専業者というのはございません。ただ、森林組合というのが戦後設立されて、これの組織としては残っておったわけでございます。この森林組合につきましては、府下でもかなり有名無実化した組合がたくさんございましたので、去る10月に府下一円を活動区域とする大阪府森林組合というのを新たに設立されたわけでございます。

この大阪府下の森林といいますか、林業業者個人がほとんどでございませうけども、これらが一体となって大阪府下の林業振興ということに一体となって取り組んでいくということでございませう。市もできるだけ新しい大阪府森林組合に協力して、そこからの建設資材の購入とか、また支援できることは何なのかという部分も含めて、今後組合と協議をしていくということになっております。

当然、大阪府も新しい組合にも出資をされておりますので、府の組織とも連携をとりながら、また近隣の自治体とも連携をとりながら、大阪府森林組合の今後の育成については協力をしていきたいというふうに思っております。

それから、農業振興に関することでも、これも同じく……（小山広明君「状況はいいよ、状況はな。関係者と協議したんか」と呼ぶ）しておりますので、農業につきましても組合が今度、貝塚以南の6組合が来年6月に1つの大阪泉州農業協同組合という組合に合併されるということになっておりますので、これらの地域の農業の振興に当然組合の合併が役立つという範囲のもとに、組合さんとの協議を進めております。特に、泉南市域には営農センター的なものが今現在ございませんので、これについて新しい組合を泉南市域に設立する予定でございませうので、これの協議を進めておるのが現状でございます。

また、漁業につきましては、漁業従事者、漁業組合の方から新しい、海だけではいけないと、海と山とつながっておるということで、府民の魚庭（なにわ）の森 魚庭と申しますと、魚の庭と書くのでございませうけれども、まず山手の森林地域の育成から海を守るというもとに、山を守るという趣旨のもとに、新しく植栽の運動という部分

も始めるということで聞いておりますので、せんだって組合が中心となってそういう振興の組織を設立いたしましたので、泉南市も参画しております。

今後、泉南市域にとって榎井川、また金熊寺川、男里川、これらの山手に植栽をどうすればいいかということで取り組んでいきたいということで、積極的に組合と話を進めておるのが現状でございますので、取り組んでいきたいというように思っております。

副議長（東 重弘君） 上林市民生活環境部次長。市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）

私の方からは、7番目の個別集中式の管理についてと、そして14番目のコミュニティバスの定期方式について御答弁させていただきたいと思っております。

まず最初に、個別集中式の管理について御答弁申し上げます。

現在、市内にあります501人槽以上の団地の集中浄化槽のうち、砂川台、新家サングリーン、新家いずみ台の3施設につきましては、平成3年以来、順次市で管理・運営を行っております。これら施設の移管は、その施設を御利用の皆様方の強い要望とその規模に基づく公共性にかんがみ、市で管理・運営することが望ましいということで現在に至ったものでございます。

施設の市への移管につきましては、その条件を定めた泉南市団地汚水処理施設の移管に関する要綱にのっとり事務を進めてまいります。また、引き取り後の施設の管理・運営は、泉南市汚水処理施設管理条例の諸規定に基づき行ってまいります。

今後、他の団地の汚水処理施設につきましても、住民の合意形成、機器の改修方法や費用負担、用地帰属の諸問題の有無、それから施設の規模、形式、設置年度等が異なりましても、当然これらの要綱、条例の運用により事務を進めてまいることになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、コミュニティバスの定期方式について御答弁申し上げます。

2月より導入を予定をしておりますコミュニティバスは、通常運賃を大人100円、子供50円

とするいわゆるワンコインバスで、その制度を導入いたしました目的は、初乗り運賃が160円を超えている現在において、近距離の利用者にとって割安感があり、移動ニーズにこたえることができること。また、バスの乗りおりの際の小銭を数えたり、両替をしたりする手間はなく、1個の100円玉で手軽に利用できるなど、ワンコインにすることで利用者の利便性が飛躍的に向上し、そのことが利用の増加につながるものと考えています。公共交通の利用促進を図るシステムとして、ワンコインバスの低廉な運賃を設定することが認められております。

御質問にあるような定期券制度や、また回数券の制度はございませんが、今後の課題として勉強してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

副議長（東 重弘君） 油谷市民生活環境部参事。市民生活環境部参事兼清掃課長（油谷宗春君） 地場企業の廃棄物処理の共同処理とごみ量減量への還元政策について御答弁を申し上げます。

地場企業の廃棄物処理につきましては、産業廃棄物、一般廃棄物があり、それぞれのダイオキシン対策を完備した処理工場で処理されていることと理解をいたしております。共同処理を行うとしても建設経費、ダイオキシン対策等経費がかさみ、地場企業だけでは困難であると考えております。

次に、ごみ量減量への還元策の経過につきましては、一定量のごみ袋またはシールなどを各家庭に支給し、足らない家庭には一定の金額で購入していただき、残った家庭は一定の金額で買い取るといった先進事例を参考に検討いたしてまいりましたが、集合住宅などの収集の見直しや、専用袋またはシールの支給枚数など諸課題を解決することが必要であります。このような現状から、現在では困難であると考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

以上でございます。

副議長（東 重弘君） 大浦人権推進部長。人権推進部長（大浦敏紀君） 小山議員の部落の今後の件につきまして、今後の同和行政の推進に当たっての方向性ということで述べたいと思いますが、時間がございませんので、市長が市政方針

及び本会議で述べられてるとおりでありまして、議員も十分に認識しているということを考えておりますので、この分については省略させていただきます。

次に、市営浴場の寿湯、若松湯の件でのみ回答させていただきますと思います。

同和地区の共同浴場は、地区環境を改善するために公設置による共同浴場として現在整備され、保健衛生の向上に大きな役割を果たしてきたと認識しております。また、住民相互の交流の場として長年親しまれてきたところでございます。近年は、共同住宅における共同浴場の設置が進みつつある中で、まだ依然として自家風呂の普及率は低水準にとどまっているというのが実態調査でも十分に認識をいたしているところでございます。そういう状態の中で、周辺地域の住民にも幅広く開放され、地区住民相互の触れ合いの場としての重要な施設であります。

今後の共同浴場のあり方につきましては、同和問題の解決の視点を踏まえ、単なる浴場機能の確保のみでなく、福祉のまちづくり、コミュニティの再生等、幅広い視野に見据えながら位置づけを今後明らかにしてまいりたいと考えております。

また、共同浴場の統合につきましては、利用者の推移、立地条件、住民のニーズ等を総合的に勘案いたしまして、関係諸団体及び住民さんとも十分にひざを交えて協議を現在行いながら、市営浴場として今後運営し、現在、2浴場につきましては1浴場に統廃合を行うべき検討を進めているところでございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

副議長（東 重弘君） 小山君。

3番（小山広明君） 質問前にいろいろ聞き取りに来られた部長などもおられるんですが、私は打ち合わせはこちらから必要があればやりますけども、そちらからの打ち合わせはしないということをお前から言っております。市長に対しても、そういうことを小山は言っとるから、答弁書は事前に書かないでお願いしたいということも市長に言ってくださいというように来る方すべての方に言っておいたんですが、やはり答弁書の棒読みとい

うような状況もあって、議会の議論というのは、市長と我々議員という政治家同士の議論をするということが基本ですから、壇上での言葉を聞きながらそのことに的確に答えていただきたい。私はそのことを再度申し上げさせていただきます。

市長からジュネーブ条約のことについて、これは戦時法だからという発言があったり、これは国が中心になるような発言があったんですが、このジュネーブ条約というのは適当な当局という表現にもあるように、当初は国をベースに考えて案が出ておったんですが、ベトナム戦争が終わる2年前からこの議論が始まりまして、いかに地域住民を戦争の被害から守るか。第2次世界大戦が終わって、戦争というものそのことを悪だということで始まったのが戦後なんですね。

だから、いかなる理由においても戦争をさしてはならないというのは、市民の命を守ることが基本でありますから、その立場は自治体に立場をおかなければ戦争は防げない。国というのは自衛隊を持ち、軍隊を持つわけですから、今回のように理由は別にしても、多くの市民が犠牲になってる現実があるわけですから、そういう点では市民をいかに守るかといったときに、ただ守ると言ってもだめなわけですから、一切の戦争に協力しないということが担保されない限り、その市民をいかなる戦争から守るということはないわけです。

このジュネーブ条約の趣旨、これは人権法とも言われる、人の命を守ることによって立ったジュネーブ条約の骨子でありますから、市長、もう少しこのことを踏まえて、私はこの自治体にこういう条例をつくることによって、市民を具体的に戦争の被害から守ることもなりますし、また戦争をさせない力にもなるという大変意義のある国際条約なんで、これが国際条約が結ばれただけで、各地方自治体でそれが呼応するようなものがない限り、条約は単に文書だけがあるということになるわけですから、私は世界の中でこの泉南市がそういう中心になることのチャンスですから、私はそういうことをずっと提起してきておるわけで、市長、やっぱりそういう認識ぐらいは重ね合いたいと思うんですね。ちょっと市長の認識と私の認

識と違うんでね、これは考えていただきたいと思います。このことはずっと議論を進めていきたいと思えます。

それから、行財政改革については、私はやっぱりこれまでの部に分かれておるあり方を根本的に見直す必要があるんじゃないか。中谷さんも市民から見てわかりやすい組織と、こういうことを言われたわけですから、果たして今の組織形態が市民からわかりやすい状態にあるのかどうか、私はそういうことを考える必要があると。たらい回しとか縦割りとかいうことで、責任がなかなか問われない、そういう組織形態にはあると思うんでね。私はどこかに重要な部署として総合的な市民の声を100%受けて、そこで処理する完結した組織を1つつくるべきだと、そのようなことを思うわけです。

それから、この基本構想について、私は環境保護、水と緑を守るというわけですから、まさしく環境を守るということをこの10年間の重要な施策の中心にするということはどうたわれておるわけですね。

しかし、やっていることは必ずしもそうではない。開発ということも視野に入るとるんじゃないかと思えますので、私は一体このことで何をやらないのかということを示すことによって、より特徴がきちっと見えるのではないかなと。開発に対しては、ちゃんと数字でこういうことをやりませんよということを示すことによって、この基本構想の性格がより市民に明確にわかるのではないかなということでお尋ねをしたんですが、これもまともな答弁がありませんでしたが、私はそういう意見なんで、参考にさせていただきたいと思えます。

それから、住居表示の問題でも、私は職員でやったらどうかというのを提起しとるんですね。なぜかという、これは人件費 人が行っている話をせないかんわけですから、どこかに計算をするようなプロがいるわけじゃなしに、足を運びながらその地域の人と一緒にコミュニケーションをとりながらやっていくわけですから、このことは単に住居表示をするだけではなしに、市のことを職員がよく理解するという面でも大変有意義じゃないかと。

そういう点で、もう半分近くやっとなるわけですから、職員の方もなれてノウハウも大変得たと思うんですね。そして、これは平島さんの時がたって、岸和田の方からなれた人を 定年が終わった方でしょうかね、特別に招聘をして一緒に取り組んで、困難な住居表示の問題が半分済んだわけですね。

これにかかった費用は1億円ですけども、あと1億円あれば泉南市はきちっと整備できるわけですから、これを市の職員でやれば、職員が多いというそういう批判もあるわけですので、そういうところに職員をつかせれば、私は効果もあっていいんじゃないかということ提起したんで、そういうこともぜひ参考にさせていただきたいと思いません。

それから、下水道・清掃事務組合のあり方も市長がそういう認識だったら私はとてもかみ合わないんですが、この間の活発な議論がされたという認識ね。僕は傍聴しておりまして、（発言する者あり）……だから清掃ですよ。清掃でも2人は質問されておりましたよ。あれをもって私は活発な議論で十分機能しておるといふのであれば、これは改革なんておぼつかないですよ。議員を批判するわけじゃないですよ。なぜかという、2回しか開かれない。本当に議論する場が与えられなかったら、何ぼそこへ送り込まれても議論できないじゃないですか。

だから、そういう点ではほかに公社というあり方もあるし、事務組合というあり方もあるし、これでだめだったら自治法を改正するような、もっと市民の立場から見て市民の声が本当に反映するような組織に変えていくような法律の改正も含めて、市長はこのことを考えてもらいたい。何もこの議員の批判をしとるんじゃないですよ。組織そのものがなかなか議論のできないものだということ言っとるんですから、そういうことで私はそういう意見を持っております。

それから、りんくうタウンの問題で中谷部長が言われたように、内陸部の住工混在の解消が目的と言ったんですから、このことは、泉南市民は住宅と工場が混在しとるところで生活してますよ。この問題を解決するためにりんくうタウンを埋め

たわけでしょう。これを簡単に放棄する問題ではないと思うんですね。定借とかいろんな現在の企業の方が移れるような方法も考えながら、環境対策としてりんくうタウンを生かしてもらわないと、大阪府下や全国から来る者は来てくださいというような形でりんくうタウンを埋めたら、泉南市民にとってはどんどん汚染負荷がふえるだけですから、そういう点はもう少し理念に立ってやってもらいたいと思います。

ほかもいろいろ答弁ありましたけども、壇上で言った私の質問に対してやっぱりまともにかみ合うような答弁であっていただきたい。

最後に、住宅問題で再質問いたしますけれども、これは裁判で解決しようとは思っていないと。私は市長に聞いたんですが、これは明らかに法が予定した範囲を事実は超えておると思うんですね。なぜかといえば、浅羽市長のときに約束したことを、行政が約束したということで、その継承ということで次の市長がそれを守るということを明言してきたわけで、この期間というのは浅羽市政を入れると16年なんですね。

16年間疑いもなく払い下げをするということで進んできた行政の行為を、通達というものが出たことによって次の市長が建てかえ計画を進めてしまった。ここに大きな問題があって、裁判で言うようにこれは単なる政治的発言だから約束したこともそう重要ではないよというような判決ですけども、明確に稲留市政までは必ず払い下げをすると。困難性があるということは、何も払い下げをしないということの困難性じゃなしに、事務手続、二重地番なり旧名義の問題、また3つの住宅を同時に払い下げるといふそういう問題性の困難性であって、払い下げないというようなことをつゆとも市長の頭にもなかったし、それを約束された住居者の中にもなかったと思うんですね。

だから、家賃を上げませんよと、払い下げるんだから払い下げがおくれるのは行政の都合ですから家賃も上げませんよと、そしてあなたの方のものになるんですから、住宅の改修もしなさいと、してくださいと、こういう経過の中で来たもんですから、それを今さら建てかえをするといつたってそう簡単にいきませんよ。

市長は、建てかえをすると判断をしたけど、判断には当然結果責任があるんですが、市長、この建てかえをするという判断は、実現性も含めて判断したわけでしょう。どうのような具体性をもって建てかえをしようとするのか。単に住民に理解してくださいと、住民が理解しなかったらそれは建てかえができないんだと、そういうような安易な認識なのか。そうであるならば、建てかえをすることによって、まず市民に対しても願いを実現できないことじゃないですか。どちらにも実現できないようなあなたの判断というのは一体だれのための判断か、そこを市長にお聞きをしたいと思います。

副議長（東 重弘君） 向井市長。

市長（向井通彦君） その前に、さっきの一部事務組合方式の中でのこれは議会運営の話ですから、我々は当然、一部事務組合の特別地方公共団体としてのきちとした運営をしてるわけでございます。内容によっては当然質問のある場合もない場合もあると思います。本議会もそうだと思いますが、ですからそれをもって活発でないとかそうでないとかいうのは、それはあなた個人の意見ですから、やっぱり議会全体の問題ですから、きちんと我々は運営されてるというふうに思っております。

それと、公社方式というのは、これは理事会、評議委員会という形になって、なお、より一般市民の方々の参画というのはしにくい組織ですから、それはきちりと理解していただかないと、組合より公社の方がいいんだ的な言い方はいかがかというふうに思っております。

それから、今裁判のことも出ましたけども、これは今おっしゃられたことすべて、当然証拠を開示されて、また証人も立てられて、司法の場で正式に主張されて、そして一定の判決が出たわけがあります。第三者的な公平な判断と私は常に申し上げておるわけですが、ですからその判決というのは当然お互いに基本的には尊重すべき立場であるというふうに考えております。

それから、任意の話し合いのときに私どもは、払い下げという問題と、一方ではマスタープランによる建てかえの問題と、二通りについて話をし

ましようという約束を入居者の方々としておったわけなんです。ところが、そのマスタープランの方の説明については聞いていただけないと。我々としては約束を守っていただけないというふうに考えております。

ですから、今回の判決を我々は一定評価しておりますけれども、控訴をされておりますので、控訴ということは争いが続いているというわけでございますから、その推移を見ざるを得ないと。

それから、家賃の問題も言われましたけども、これはこの前の質問者にも答えましたように、滞納総額が一千数百万にも上っていると。大変な問題なんですね。ですから、これは早期に解決をしていかないと……（傍聴席より発言する者あり）

副議長（東 重弘君） 傍聴席、御静粛に。

市長（向井通彦君） 他の市営住宅の入居者に対して非常に不公平な話でございますから、この辺は今後議会の理解もいただきながら、任意でお話し合いできないということであれば、一定の措置を講じていかなければいけないと、このように考えております。

副議長（東 重弘君） 以上で小山議員の質問を終結いたします。

1時15分まで休憩します。

午後0時 2分 休憩

午後1時16分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 島原正嗣君の質問を許可いたします。島原君。

16番（島原正嗣君） 皆さんこんにちは。御指名をいただきました市政研の島原正嗣でございます。

質問の前にちょっと議長をお願いをしておきたいことがございます。お昼の休憩前にちょっと問題があったように、質問者の時間が議長に聞くか、本人で確認するかしか仕方がないんですけども、できれば議場に質問のできる正確な、あと何分残ってるというぐらいの時計を設置してはいかがでしょうかというふうに思います。希望意見として、あとは議会で御相談をしていただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、平成13年第4回本市定例会に当たりまして、既に通告をいたしております大綱第7点にわたる質問を行うものであります。

2001年もあと10日前後であります。本年9月11日、アメリカでの同時多発テロ以来、世界はまさに激動、激変の状況下にあります。21世紀こそ平和で豊かな世紀であってほしいという世界人類の願いとはむなしく、消去されたのであります。

パブルがはじけて10年、失われた経済はいまだ巨額の公債と5.4%の失業者を抱え、一向に減っていかない不良債権、出口の見えない日本経済は、まさにその危機に直面をしていると言っても過言ではないと思うのであります。

私は今一番大切なことは、国家として、地方自治として、また一人の人間として、市民として、何ができ、何が必要かの原点に立脚し、喜びも悲しみもともに共有できる地方の時代への政策立案を実行に移すべきではないかと考える一人であります。以上の認識の上に立ちまして、これから具体的な質問を行わせていただきます。

大綱第1点の質問は、関西空港問題についてであります。

私は、第3回定例会におきましても本問題について御質問をし、御指摘をいたしたところであります。先般、新聞報道によりますと、小泉改革のあおりを受けて関空2期事業は3割の圧縮、三方痛み分けと相なっているような状況でございます。

また、関西空港推進事業検討会におかれましても、上下分離方式とされ、関空・成田・中部の3国際空港の運営だけを民営化し、約1兆円に達する関西空港の負債問題を含め、さらに検討していくことや、2007年度の供用開始は極めて困難とされているところであります。

本問題については、12月の17日――昨日であります。先送りとなったように新聞報道があります。これらの真実性と信憑性について、また今後の本市の対応について御答弁をいただきたいものであります。

空港問題第2の問いは、南ルート問題についての進捗状況についてお答えをいただきたいと思っております。

大綱第2点の質問は、教育問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

その前に先般、中教審が最終答申を発表されました。その内容について若干言及をさせていただきます。

今回の中教審の第1章では、今なぜ教養なのかと。大きな社会変動の中、既存の価値観が揺らぎ、今どのような視点に立って、いかなる問題を見きわめたらよいか。その目標値を設定し、主体的に行動させることであります。

第2章は、新しい時代に求められる教養とは何か。他者や異文化がその背景にあり、宗教を理解し、自然や物の成り立ちを理解し、論理的に対処する能力、科学技術をめぐる論理的な課題や、環境問題なども含めた科学技術の功罪両面についての正確な理解、判断力を身につけることとあります。読み書きを考えることの基軸として位置づけること、初等教育の基礎基盤を形成している我が国の生活文化の価値を見直すこと。

第3章は、どのように教養を培っていくか。幼少期、13歳ごろまではテレビゲームの時間制限、規律ある生活習慣を身につけるための我が家の決まりづくりを奨励する。言葉のリズムや美しさを体で覚えさせ、知、徳、体の調和のとれた人格を育成するとあります。

そこで、お尋ねをいたしますが、第1の問いは、明年4月から改訂を実施されます学習指導要領についてであります。

現在の指導要領とは随分と異なり、週休2日制の中での授業時間の編成、カリキュラムをどう組んでいくか、どのように調和させていくか。教育委員会や学校現場での教師の資質が問われるものでもあります。

問題は、今回の改革は評価から競争、そして子供たちの持つ一人一人の個性、特色、独自性をどう生かし、教育の基礎基本を中心に自己形成をさせていくか、教師集団の存在感が問われるものでもあります。したがって、本市教委としてこれらの対応についてどのようにお考えになっているのか、御答弁をいただきたいのであります。

教育第2の問いは、その後の学校現場での問題点、不登校、いじめ等々問題行動について御答弁

を賜りたいのであります。

大綱第3点目の問題は、下水道問題についてお尋ねをいたします。

本年度末までの本市の下水道の供用開始予定についてお聞かせをいただきたい。さらに、今後、中・長期にわたる事業計画についても、地域別にわかっておれば内容説明を賜りたいのであります。

大綱第4点の質問は、狂牛病問題についてであります。

国内初の狂牛病が本年9月に確認され、間もなく3カ月ちょうどとなります。流通用食品、牛肉は絶対安全だとたかをくくっていたほどであります。このことに対しては関係者は無策だった。行政に対する国民の不信は根強く、牛肉の安全性を幾ら訴えても消費者は信頼をしない現状であります。

感染源とされる肉骨粉や、牛の脳から検出される異状プリオン（病原体たんぱく質）が狂牛病の要因と言われているところでもあります。動物の骨等たんぱく質の残らないものは良とされているようですが、本市はこれらの問題に対し、市民及び消費者に対する安全性や、関係当局にどのような対策や措置を行われてきたのか、現状についての御説明をいただきたいのであります。

大綱第5点の質問は、年末不況対策についてであります。

今日の日本の雇用構造は最悪の事態であり、10月の完全失業率は5.4%、男子は7%とも言われるところでもあります。357万人の完全失業者の悲痛な叫びが聞こえてくるわけであります。景気は一向によくならない、明るい展望はない。不安が募るばかりであります。連合が先般全国で行った失業相談ダイヤルには、1週間で千数百件を超える相談が寄せられたと言われます。

本市内におきましても、先日、自主的な閉鎖をいたしました株式会社セイコー板紙120人、一昨年倒産をいたしました共栄晒約100人は、いまだ退職金や一部の賃金が支払われないままの現状であります。労働者やサラリーマンが職場を、働く場を失うことは、その人の人生を左右し、失望感を与えるものでもあります。

また、最近ではマイカルや青木建設などの大型

倒産などがあります。本市は、これら不況対策への支援策はどのようになされるのか。また、年末ももうすぐであります。地元商工業者や企業、さらには一般市民に対する年末支援を本市はどのように考えられておられるのか、またどのように今日まで実行されてきたのか、御答弁をいただきたいのであります。

大綱第6点の質問は、医療・福祉問題についてであります。

今日、医療制度改革は、三方一両損とよく小泉総理は大言壮語し、胸を張ります。が、果たしてそうでしょうか。高齢者や障害者、社会的弱者への痛みは、大変なものであります。患者負担やサラリーマン等の負担は、診療報酬の支払いに比べ、その状況からしますと、大変な格差があり、矛盾点があるように思われます。問題なのは、患者の痛みと比べ医療機関への切り込みは軽く、甘過ぎるのではないかと考えるのであります。

今回の医療制度改革は、私は三方一両損の名に値しない弱者いじめの改革ではないかと考える一人であります。本市の医療機関の中心的な役割や課題はどのように今後対応されていくのか、御答弁をいただきたいのであります。

第2の問いは、福祉行政についてであります。少子・高齢化に向けた安全で安心できる社会生活への位置づけや、老人、障害者、さらに独居老人、在宅介護等に対する公的支援のあり方について御答弁を賜りたいのであります。

終わりに、大綱第7点の質問は、市営3団地及び府営住宅の建てかえ問題についてお尋ねをいたします。

先般、市営3団地に対する第一審の判決が堺地裁において行われました。昨日も質問がございましたけれども、本市はこれらの対応について今後どのようになされるのか、具体的な御答弁をいただきたいのであります。

住宅問題第2の問いは、府営住宅吉見岡田住宅の建てかえ問題についてであります。その後、どのような建てかえ日程になっているのか、大阪府からどのような連絡をいただいているのか、具体的な御答弁をいただきたいのであります。

以上、大綱第7点にわたる質問であります。

大変僭越でございますが、一言だけ市長及び市管理職の皆様になりの感想を申し上げたいと思います。

市長は大変お歌がお上手だそうで、いつでもデビューできる状況にあると聞かされます。人生演歌の大御所である北島三郎のヒット曲の中に「男の人生」という歌があります。詞があります。御存じだと思いますが、その一節の中に国は人、人は国、国を支える人づくり、命燃やして人づくり。

また、先般、ノーベル化学賞を授与されました日本で7人目の受賞者、さらに世界で478人目だそうではありますが、野依さんは、物質を人工的につくりだせるのは化学だけ、科学の中で一番重要なのは化学だけだとよく言われます。地方自治運営も、あるときには北島三郎さんのような演歌の心、さらには高度の政治判断は化学の心を応用し、市民に一隅を照らすべきではないかと考える一人であります。

以上で演壇からの質問を終わりますが、理事者におかれましては簡潔かつ明快な御答弁をお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（角谷英男君） ただいまの島原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、関西国際空港2期事業について御答弁申し上げます。

1つは、計画どおり進むのかということと、最近浮上しております上下分離案についての御質問でございます。

関西国際空港を我が国を代表する国際ハブ空港に育て上げるには、3本の滑走路から成る全体構想の早期実現が不可欠であると考えております。当面、第7次空港整備計画において最優先課題として位置づけられております4,000メートルの滑走路を整備する2期事業が円滑に推進されることが求められております。2期事業につきましては、護岸総延長13キロのうち、ことし11月には9.7キロが概成をし、記念式典も挙行されるなど、工事は順調に進捗をいたしております。

ところで、昨年12月、当時の宮澤大蔵大臣と扇運輸大臣によりまして、2期工事の一部圧縮や経営体制のあり方を見直すということを条件に、

2007年の供用開始に合意する覚書が締結されました。

それを受けて、経済界や地方自治体等で構成しております関西国際空港全体構想推進協議会がその内部に関西国際空港の事業推進方策に関する検討会議を設置して議論を進めるとともに、本年8月には促進協が効率的な整備と安定的な事業の推進を図ることができる体制を構築すべきであるとして、2期事業の見直しを決定し、11月には検討会議が事業推進方策の最終案を作成し公表したことは、御承知のとおりであります。

一方、国土交通省は、11月に関西・成田・中部の3国際拠点空港を対象とする上下分離案の最終案をまとめました。現時点では、下物法人における区分勘定等、まだ詳細が明らかになっていないこともありますけども、私どもはこの上下分離案そのものについては、基本的に歓迎するものであります。

この間、9月11日の米国同時多発テロを原因とする需要の落ち込みを理由とした2期事業の供用開始延期の考えが突如表面化したしました。その後の本市も含めた地元側の供用開始遵守の精力的な要望活動の結果により、一たん延期の考えは終息したと認識しておりますが、過日の政府による特殊法人改革等においての方針案が決定されました。その内容といたしましては、関西国際空港は先に確認されているとおり、2007年、2期事業に係る滑走路供用を開始することを確認し、所要の確保に努めるというものでございました。

また、昨日には塩川財務大臣と扇国土交通大臣におきまして関西国際空港2期事業の取り扱いについて合意がされております。それによりまして、関西国際空港2期事業については、需要の動向を見きわめつつ着実に進めるものとし、平成14年度においては、2007年の平行滑走路供用を目標として引き続き工事を推進する。なお、平成14年度予算については、政府の特殊法人等に対する財政支出削減の方針を踏まえ、対応するものとする。以下、合意がなされたところでございます。

さらに、最後には関西国際空港株式会社においては、今後さらなる経営改善を図るとともに、関係地方公共団体及び民間と一体となって一層の利

用促進に取り組むこととする、というふうに合意内容に盛り込まれております。

また、上下分離案につきましては、12月17日に、国際化時代の航空需要に対処するため、成田・中部・関西の各国際ハブ空港の経営形態のあり方については、従来の航空行政を検討した上、3空港を一体とした上下分離方式を含めて、民営化に向け平成14年中に政府において結論を得ることとするということで、これは与党3幹事長が合意したものでございまして、この上下分離案については1年間先送りという形になったところでございます。

いずれにいたしましても、直接関西国際空港に関係する本市といたしましては、地元と共存共栄する関空建設の理念の実現を求めつつ、2期事業の確実なる進捗と、引き続き全体構想の早期実現に向けまして、従前以上の活発な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 空港問題に関する問いのうち、南ルートの進捗につきまして御答弁をさせていただきますと思います。

昨年度において国、大阪府、和歌山県、泉南市、和歌山市、関空会社の6者が共同して、南ルートを含みます関西国際空港周辺地域交通ネットワークに関する調査を実施いたしました。現状の把握、ニーズの分析、整備のあり方等を抽出し、報告書にまとめたところでございますが、本年度も引き続き調査を継続実施することで関係機関の合意が調い、9月議会で関係予算も承認をいただきまして、既に具体的な調査に入っているところでございます。

一方、泉州9市4町で構成いたします関空協が南ルートの早期実現を包含する要望書をもって11月15日に中央要望を、12月10日には大阪府並びに関空会社への要望を実施したところであります。

さらには、昨年7月に大阪、和歌山両府県の自治体5市8町によりまして関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会を設立し、南ルートを根幹とした多様なアクセス網の整備を目指しまして要望活動等を行っていますが、この期成会としての

要望活動を今年度は、去る11月28日に国土交通省並びに地元選出の国会議員へ向けて行ったところでございます。

また、近く岸和田以南住民自治組織で結成されております阪南5市3町町会連絡協議会も南ルートの実現で近く関係機関へ要望書を提出される予定とお聞きしております。

国における行財政改革推進の中で組織の見直しや大規模公共事業の見直しが進められているところでございますけれども、関西国際空港の機能充実とリダンダンシーの強化のために、また周辺地域の発展にとっても空港連絡南ルートは必要でありまして、今後も市議会の御理解と御協力を得ながら、早期実現に向けて最大限の努力をしまいにまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 教育問題につきまして御答弁申し上げます。

学校での問題行動でございますが、本年度4月から11月末現在の中学校での問題行動の現状では、まず対教師暴力が9件、生徒間暴力が14件、器物損壊が38件、盗難等が18件、昨年よりはやや減少いたしております。これは、問題行動の中でも対教師暴力や生徒間暴力等の暴力行為根絶を目指しました学校の取り組み、また関係諸機関との連携の成果の一端ではないかと考えております。

しかし、人に対する暴力は減ってきておりますけれども、いまだ窃盗あるいは器物損壊等が依然として発生しておりますので、この点につきまして今後も各学校、家庭、地域社会それぞれが役割を果たしまして、一体となった取り組みを行うことが重要であるというふうに考えております。教育委員会といたしましても、これまでの取り組みに加えまして学校に対しても一層の指導、支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、本市のいじめ、不登校の実態でございますけれども、まずいじめの件数では平成12年度24件の報告がありました。今年度11月末現在では3件の報告がされております。不登校の実態ですが、平成12年度では小学校で12名、中学

校では相当人数がありまして83人となっております。13年度の不登校は、小学校では11名、中学校では42名となっております、総数といたしましては、いじめも不登校もやや昨年度よりは減少傾向となっております。

しかし、いじめとか不登校の数値に関しましては報告者のとらえ方の差が出てくることも考えられますので、今後より客観的で正確な実態把握に向けて指導してまいりたいと考えております。

次に、新学習指導要領についての御答弁を申し上げます。

新しい学習指導要領は、平成14年度から実施される完全学校週5日制のもとで、ゆとりの中で一人一人の子供たちに生きる力を育成することを基本的なねらいとして改訂されました。具体的には、教育内容の厳選、基礎基本の徹底、各学校における特色ある教育の推進のため、授業時間の弾力化や総合的な学習の時間などが大きな内容となっております。

新学習指導要領をスムーズに進めるために、本市教育委員会といたしましては、各学校の取り組みがわかるように教育課程の情報交換会を開いたり、児童・生徒の理解の状況や習熟の程度、あるいは興味、関心などに応じて個別指導がスムーズにできるための少人数授業を行ったり、グループ別に学習したり、複数の教師で授業を行うチーム・ティーチングを実施するなどして、個に応じた指導の充実を図れるように大阪府教育委員会に加配教員の配置を要望しております。

また、家庭や地域の人々とともに子供たちを育てていくという視点に立ちまして、開かれた学校づくりを推進するために、外部指導者の活用事業だとか総合的教育力活性化事業あるいは学校教育自己診断を行っております。

今後とも、各学校の情報が交流できる場を教育委員会といたしまして設定をすることで、各学校が切磋琢磨し、校長がリーダーシップを持ってゆとりの中で基礎基本の定着、また特色ある学校づくりの推進に努めるように指導、支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 島原議員の大綱3点目、下水道問題、特に事業の進捗状況についてお尋ねでございましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

本市の公共下水道事業は、昭和62年度より取り組んできたところでございますが、平成12年度末の下水道普及率は33.7%となっております。下水道の基本整備方針といたしましては、府道の堺阪南線から浜側の未整備区域の面整備を重点的に整備するとともに、山側についても一定の整備を進めているところでございます。平成10年度末には一丘団地の汚水を取り込むことにより、普及率が飛躍的に伸びることとなったところでございます。

流域下水道の泉南幹線につきましては、府道の大阪和泉泉南線狐池交差点付近まで計画されていたところでございますが、上流部へのさらなる延伸を大阪府に要望してまいりましたところ、本年の3月末に認められまして、砂川公園団地の入り口である砂川東交差点まで延伸する計画となりました。

この流域下水道につきましては、現在、府道の大阪和泉泉南線の中谷病院の付近から狐池交差点付近までの間の800メートルを工事中でございます。また、狐池交差点付近から砂川生コンまでの約600メートルにつきましては、測量設計委託を発注したと聞いております。泉南市といたしましては、この上流部につきましても、引き続いて工事を進めるよう大阪府に要望しているところでございます。

本市の公共下水道につきましては、効率的に普及率が向上するようこの流域下水道工事の進捗に整合させながら、新家砂川地区の大規模開発団地の汚水処理施設への接続を目的とした幹線整備を進めていく考えであります。現在、中谷病院から府道の新家田尻線の楠台入り口の間について、市の下水道幹線工事を行っているところであります。また、新家ファミリーマンションから新家駅にかけての間の約370メートルにつきましては、先月、工事発注をいたしましたところでございます。

下水道の進捗見通しでございますが、泉南市の財政状況も考慮しなければなりません、おおむ

ね平成20年ごろには府道の堺阪南線から海手の地域において面整備が概成する見込みでございます。山手の幹線整備と合わせますと、下水道普及率はおおむね50%を超える見込みでございますので、よろしく願いたいと思います。

続きまして、大綱第4点目の狂牛病問題に関する件について答弁をさせていただきます。

国内初の牛海綿状脳症が確認され、感染経路の解明を進めている農林水産省では、感染牛からつくられた肉骨粉が原因であるとの見解から、大阪府では直ちに府内の122戸の全畜産農家を巡回し、すべての牛に異常がないことを確認し、飼料に肉骨粉が使用されていないと確認をしております。

当市も市内畜産農家が4戸ございますが、これらについても肉骨粉の使用実績はなく、感染はないものと考えられることにより、今後も肉骨粉の飼料としての給与並びに使用の禁止徹底を畜産農家に通知いたしました。

また、狂牛病の発生後、農林水産省では感染経路の遮断として、肉骨粉の輸入、製造、販売の停止、飼料への使用等の禁止措置を法的に行っているところであります。今後、狂牛病の関連の対策といたしまして、肉骨粉の適正な処分の推進、農家、食肉販売業者に対する緊急融資、出荷繰り延べに対する助成、知識の普及、安全性のPR等の方針を決め、推進しているところであります。今後においても狂牛病関連対策についての多種多様な施策が必要と思われるので、その都度府と連携のもとに対処してまいりたいと思います。

続きまして、大綱第7点目の住宅問題の件でございます。

まず、市営3住宅についてでございますが、砂原、高岸、氏の松の各市営住宅につきましては、平成11年1月に所有権移転登記手続請求事件として大阪地方裁判所堺支部に提訴されました。以来、2年10カ月にわたり13回の審理が行われてまいりました。

そして、本年の11月9日に第一審での判決があり、判決内容は、原告らの請求をいずれも棄却する、訴訟費用は原告らの負担とする、という市の主張が十分考慮された内容となったわけござ

いますが、本年の11月27日に原告側は判決を不服といたしまして、大阪高等裁判所に控訴したと聞いております。市といたしましては、控訴内容を精査しながら今後の裁判に対する対応を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、府営の吉見岡田住宅の建てかえの件でございますが、当住宅につきましては事業主体が御存じのように大阪府であります。したがって、今回の建てかえ問題についても基本的には大阪府と入居者との協議で進めるべきものと考えておりまして、これの方針に基づいて大阪府も取り組んでおるということでございます。大阪府からは、事業概要の説明は受けております。

府営吉見岡田住宅の建てかえ事業については、本年の6月の14日に自治会長、自治会役員の連名で大阪府知事あてに要望書が出されました。9月13日には大阪府より自治会長、自治会役員に対してりんくうタウンへの移転建てかえができないという要望に対する回答がなされております。

この回答を受けまして、自治会において10月13日に岡田の集会所で現地建てかえの賛否を問う集会を開催したと聞いております。この結果、大阪府営吉見岡田住宅岡田地域については、現地建てかえを受け入れることに決定したと報告を受けております。

また、今後の予定といたしましては、測量費、また文化財調査費用等、平成14年度に予算要求をすると聞いておりますので、順次建てかえについては進んでまいりたいと思っております。今後とも、大阪府と連絡を密にいたしまして情報の交換に努め、また入居者の意見等を可能な限り府に働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 上林市民生活環境部次長。
市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）

私の方から年末における支援策について御答弁申し上げます。

長引く不況により、本市の繊維を中心とした地場産業においても非常に厳しい状況にあります。このような状況下、本市におきましては地場産業の支援といたしまして、年末時期に限っての特別な支援は行っておらないのが現状であります。

支援策といたしましては、融資の利子補給、中小企業退職金共済制度に対する助成や経営相談、労働相談、各種補助制度、中小企業支援センターの活用など支援に努めております。

今後も不況の長期化が予想される中、中小企業の経営基盤の強化が必要であると認識しており、引き続き関係機関の連携のもと、経営に関する相談会や利子補給などの助成制度、また国・府の補助制度などを積極的に活用し、支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 島原議員の質問で医療制度改革についての御質問がございましたので、御答弁申し上げたいと思います。

医療制度改革によりまして本人負担が3割というような市民負担が重くなる中で、市民に対する健康を増進し、疾病の発病を予防する一次予防が重要であると考えておるところでございます。

本市の保健センターでは、健康相談、健康教育指導等、市民の健康についての相談を行っているところでございます。がんや循環器疾病等の主な生活習慣病を全体として予防するトータルヘルスを提供する機会となるよう強化するため、健康情報や健康づくり技法の提供などのサービスの拡大を図っていく必要があると考えておるところでございます。

続きまして、在宅介護の支援策について御答弁申し上げます。

高齢障害福祉課におきましては、在宅介護の支援策といたしまして、市内4カ所の在宅介護支援センターにおける各種の相談事業を初め、ヘルパー派遣事業、日常生活用具給付事業等さまざまな事業を展開しており、特に高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦の支援策としては、緊急通報装置設置事業、福祉電話の貸与、愛の一声運動、配食サービスなどを実施いたしてございます。

また、平成13年度の新規事業といたしましては、徘徊高齢者家族支援サービス事業、寝具類等洗濯サービス事業をスタートさせたところがございます。さらに、介護保険慰労金制度を実施する

ことといたしておるところでございます。

今後とも、在宅介護支援事業につきましては、より一層の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 再質問を行わせていただきます。

関西空港問題であります。今、市長から御答弁をいただいてよくわかるんですが、ただ問題は今後の2期工事に絡む問題、さらには上下分離方式等々、さらには民営化問題、たくさんの課題が山積してるわけでありましてけれども、私どもは過去の経過からして地元と共存共栄という建前から、泉南市と関空、あるいは運輸省、大阪府とも約束したことが多々あったわけでありましてけれども、例えば駐車場の問題にしても再三交渉して、当初は立体駐車場ではなくて平面駐車場で2市1町にお渡しをしますと、こういう約束をしながら、最終的には今あるような立体方式の駐車場を運用するということになりました。

そのほか土取り問題もきちっとした約束はないんですけども、当時の知事を初め、関空会社の方においても、全部はよう取らないけれども、一部泉南市の方から土取りをさしていただくということの約束になっておったんです。口頭約束ができてあったと思うんですね。それが最終的には岬町だけだということになってるような状態ですね。

ですから、状況の変化とか約束違いかいというようなことはありますけれども、私はこの2期工事に関しては、きちっと地元自治体とも詰めておく必要があるのではないかと。肝心なことは新しい年度に先送りをしているようでありますけれども、後で地元の私たち泉南市を初め、泉州全体の市町村が泣きを見るといいますか、損をしないような、あるいはだまされないような約束をきちっとしておかないと、私は後世に禍根を残すのではないかとこのように思います。

ですから、平成7年の開始についてもきちっとしたペーパーによる確認書を交わしていくと。口頭で信頼することも大事でありますけれども、今

後私は文書によってさまざまな問題を約束していくということが、公文書を交わしておくということが大事ではないかなと思いますが、この点についてのお考えをいただきたい。

それと、先般、塩じいこと塩川大臣が関西空港は国際空港ではないというふうな発言もしております。これはどういう意味を言ったのかちょっとわかりませんが、国内空港と同じようなことしかやっていないと、関西空港は国際空港でないという新聞記事が出ておりました。これは、塩川さんがどういう判断をして言われたのかちょっとわかりませんが、これらの問題についてはどうかなと思います。お答えください。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 関西国際空港に関するいろんな長い歴史、経過を踏まえての御質問かというふうに思っております。私も職員時代を通じまして当初からある程度かかわってる関係もございまして、今、島原議員がおっしゃったように当初から変わってきた部分とか、あるいは履行された分、あるいはされなかった分については承知をいたしております。その都度市長名あるいは議会との連名で要望書なり、あるいは回答をいただいできてるところでございます。

ただ、ここに来まして非常に関空をめぐる状況というのは日々刻々と変わっておりまして、きのうの話ときょうの話でまた違うとか、そういう状況になってきております。もとを正せば、伊丹は廃止するというところからスタートしておったにもかかわらず、伊丹存続と、国内線として存続ということが大きな需要予測に関係してきてる分があるというふうにも思っております。

それと、駐車場も当初平面という形でございますけれども、ターミナルビルとの立駐ということになりまして、我々の方はそういう建設費までは負担できないということで、管理・運営だけ現在2市1町で関空会社から委託を受けて運用しているわけございまして、これは一定本市にも年間3,000万円余の収入として定期的に入ってきておまして、これは大きな大変ありがたい事業といたしますが、収益還元だとは思っておりますが、今のところそれにとどまっているというのも現状

でございます。

したがって、我々は2期の部分も今議会で御承認をいただいたわけでございますが、それはあくまでも2007年に4,000メートルの平行滑走路を完成すると、供用開始するということが前提でありましたので、それが3年先送りとかいう形になってくれば、これはもう当初と全く話が違うわけでございますので、そのあたりは私ども、ちょうどその記事が載ったとき私も東京へ行っておまして、すぐさまぐるっといろんなところを回ってきましたけれども、もっと地元としても声を上げていかなければいけない部分だというふうに思っております。

それと、財務大臣自体はもともと関空のある意味では生みの親的な当時の運輸大臣でもいらっしゃったわけでございますから、関空の必要性というのは十分おわかりになっておられるというふうに思います。

ただ、現在は財務大臣という非常に厳しい国家の財政を預かってるという立場上からして厳しいことを言われてる分もあるんですけども、さきにも披瀝しましたように、昨日の財務大臣と国土交通大臣との協議が調って、2007年供用開始を目指す、そのために必要な予算をつけるということが確認されましたので、これは揺れ動いていた関空問題に大きな前進ではなかったかというふうに思っております。

今後とも先生おっしゃるように、我々と関空会社、本市だけではなくて関空協を含めて十分そのあたりの進捗なり、あるいは要望事項の履行なりの確認をその都度やっていかなければいけないというふうに思っておりますので、またこれは我々行政もそうでございますが、議会と一体となった取り組みもよろしく願ひ申し上げたいというふうに思っております。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 関空問題を議論すれば長い時間がかかると思いますので、御要望だけ申し上げておきたいと思ひます。

確かに市長おっしゃるように、日々刻々と変化しておりますけれども、これはどうしても私ども地元市としては、一番当初、第1期事業の公有水

面埋立法の関係からして、これは賛成した議員さんは命がけで政治生命をかけてこの問題に取り組んできた、市長も同じですけれども。私はそういう我々の、あるいは市民の努力を無にしないような、本当に地元と共存共栄できるような空港づくりを私はやってほしいなど。これは何ととっても市長に大きな責任があるわけでありますから、ぜひひとつお願いをしておきたいと思えます。

それと、南ルートについては、率直に言って私は長い時間を要するのではないかなという感じでいっぱいです。2期工事もこの状態、さらにもう1本つけますと3期工事はどうなるかわかりませんが、そういうことからして、南ルートの実現は、本当にお互いが血を吐くような努力をしないと、これはなかなか成功しないなというような思いでいっぱいです。ぜひひとつこの南ルートについても市の、あるいは泉州全体の市町村の協力をいただいて実現できるように最善の努力を払っていただきたいなど、このように思えます。

それから、2点目の下水道問題であります、これも意見にかえておきますけれども、私どもはよく各家庭を回りますと、新家の上の方に行きますと、計画はどうなってまのかと。上村の周辺に行きますと、もうこちらあたり全然計画がないんじゃないですかという話もあります。また、市街地域におきまして、ここはいつ供用開始してくれるんですかと、さまざまな意見があります。そういった意味で環境整備の立場からも、この下水道についてはあくまでも全市的に見て、公正、公平な下水道行政というものを公正に私は施策することが大事ではないかなというふうに思えます。

そういった意味で大変財政の問題もありますけれども、できるだけ一日も早く全市的にこの下水道が完了するように、普及率が100%近くなるように努力をしていただきたいと思えます。

それから、狂牛病の問題でありますけれども、泉南市に今小売業者も含めての軒数を申し上げておりますけれども、畜産業者が大体4軒と、こうおっしゃてるんですが、これは市から畜産業者なりに出向いてそういう状況を聞いたのか、大阪府の報告に基づいてしたのかどうか私ちょっとわからないですが、これはどうですか、1回お答えく

ださい。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） 泉南市内の業者は4業者ございまして、実際市域でいわゆる畜産を営業されているのは2業者でございまして、他の2業者は市外で業をなされておるということでございまして。

これらの調査につきましては、大阪府が9月に発病の事実が出たときに即座に調査をしたと。全業者、全牛の数というんですか、全頭ですか、大阪府下で全頭で四千七、八百頭あるということで、それすべてについて、当然検査についてはこれは専門業者でございまして、専門の職員で行ったということで報告を受けたところでございまして。

それから、市としては肉骨粉の使用とかそういうものをしないようにと、そういう通知はやらしていただきました。

以上です。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） 正確には何時までですかね。

議長（角谷英男君） 2時18分までです。

16番（島原正嗣君） ありがとうございます。

それでは、質問をさせていただきます。

ちょっと教育問題を飛ばしておりまして恐縮ですけれども、教育長、御答弁をいただきましてありがとうございます。一言に教育問題と申しますけれども、これからの日本の国家を背負い、泉南市を担っていく子供たちですから、現場においても大変な御苦労があると思うんです。今まで言われたような校内暴力や問題行動なりがなくなるような対応をひとつしてほしいなど。これは教育長だけが動いてもどうにもならないと思うんですけれども、教育者全体、学校全体が1つになってこれらの解明を図ることが大事じゃないだろうかというふうに私は思えます。

それから、来年4月1日からの指導要領の改訂に基づく学校現場での対応、教育委員会としての対応、先般も委員会で若干申し述べたようでありまして、もちろんそれらには一定の予算も必要だと思えます。先ほど午前中の質問者に対して、あれはどなたか、松本さんの御質問にお答

えになったように、現場の方から予算を上げてくれと、こういうことを市長が申してるわけでありますから、きちっとした教育委員会での対応策を立てて、どこの学校にはどういう物が必要、どういう教育現場にはどのような物が必要、どういう教師が必要、そこまで選別をして、地域や家庭に根をおろしていくという教育をやっていただきたい、このように思います。これは意見として申し上げておきます。

それから、年末対策ですけれども、これは泉南市が泉南市域の商工業者等に、あるいは中小零細企業の皆さん方にすべて年末対策をするというのはできないと思いますけれども、ささやかながらでも、こうした時期ですから市として特別な対策、支援ができる方法はないんだろうかと、私は常にそう思っております。

私どもにも若干電話がかかってきて、泉南市の場合は個人の御家庭にしても、あるいは商売人の皆さんにしても、年末の特別融資はありませんかという電話が二、三かかってきます。そういう場合には、今のところ個人融資とかそんなはないようですけれども、というようなことをお答えしておきましたんですが、これからもこういった本場に最悪の経済状況、社会状況になるということは、地元の商店街を初め、大変御苦労なさってると思うんですが、何か泉南市独自で対応できるような試案を考えていただきたいなというふうに思います。これは意見として申し上げます。

それから、中小企業、先ほども申し上げましたように株式会社セイコーさん、それから共栄さんが閉鎖しておるわけでありましてけれども、やっぱり失業対策等についても、国や府に、あるいは職業安定所を頼りにするのもよろしいんですけども、私は市民カウンセラー的なものを失業だけではなしに、いろんな家庭に持つ悩み等もカウンセラーできるような組織体制にひとつしていただきたいなというふうに思います。これには予算も伴うと思いますけれども、私はこれからの時代はそういうふうな本市としてのカウンセラー的な課題に対しても対処していけるような市役所づくりをひとつしてほしいなと、このように思います。

それから、医療の問題もそうでありましてけれど

も、これはなかなか今回の改正では、患者の立場で言うならば、三方一両損と申しますけれども、私は決してそのようになっていないと。もっともっと医療機関に切り込むことが大事ではないかと、このように思います。

また、泉南もりんくうの方に医療施設等は設置されておるわけでありましてけれども、公的病院が具体的にないわけです。泉佐野市民や阪南の市民からすれば、市民病院がないというのは非常に残念でなりません。

しかし、それぞれの財政事情、その市の状況がありまして今日に至ってると思うんですが、それならそれのように民間の病院に対して市とした支援策もしてあげ、あるいは病床数についても診療科目にしても、市民が本当に安心して行けるような病院づくりを協力してつくり上げていく必要がある。

例えば、野上病院に行けば胃の方が専門ですよ、あるいは外科の方が専門ですよ、堀さんのところに行けば脳外科が専門ですよ、こういうようなことの言えるような、診療科目についても市民にアピールできるような病院対策というものを私はするべきではないかなと思います。

これから、病院に行くのも高齢者にとっては大変な負担です。働く人の社会保険に対する3割負担も私はもう大変だと思いますけれども、そういった意味で、ある意味ではそのような地元の医療機関を充実することが私は何よりも大事ではないかな、そのことによって予防もできますし、そしてそれぞれの市民に安心も与えられると、このように思います。

それと、住宅問題でありますけれども、これは先ほど御質問もありましたけれども、1つは市営3団地の問題、裁判にかけてるんだから、法律の判定によって市は対応しなきゃいかんのではないかなというふうに思うんですけれども、やっぱり同じ市民であり、私は当初から申し上げておりますように、何かお互いがもっと歩み寄って合意形成の図れることができないんだろうか。決して裁判で争うことが私は悪いとは申しませんが、もっと一人一人の市民として、あるいは一人の市長として、もっとこれらの解決策にお互いが知恵

を出し合って、円満解決のできるような方策を考えるべきではないかなというふうな思いがいたします。

きのうですか、きょうですか、山内部長 何部長がちょっと役職がかわりましたからわかりませんが、山内部長の御答弁がありましたように、あくまでも裁判の問題は裁判で片づけると、こういう発言がありましたけれども、とことんそこまでいくのかどうか、ちょっと私もわかりませんが、いずれにしてもひとつここらでお互いが考え直して、もっともっと切磋琢磨して市民も喜び、行政もお互いに理解を示していくという環境づくりに最善を尽くしてほしいなというふうに私は思います。

それと、家賃の問題等も市長の方から御指摘がありました。それは、もちろん義務と権利は日本国民である以上、あるいは市民である以上、それを守るのが当然ですけども、それはそれなりの経過、経緯というものがあろうと思います。そうしたことも含めて、一回原点に返って、白紙に返って、お互いがもう少し話し合いをしてはどうかというふうに思います。

それと、1つだけお聞かせを願いたいんですが、これは前任者の質問で、何か本市の裁判費用840万円というようなことを言われたと思いますが、今度また2回目のこれを受けるということになりますと、そういう費用が必要なのかどうか、ちょっとお答えをいただきたいと思います。山内部長、どうぞ。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 控訴されたということでございますので、当然また裁判ということになりますと、第二審の着手金というのが必要になってくるというふうに考えております。ただ、まだ訴状が来ていないということと、弁護士と具体的に話を行っておりませんので、金額等については決まっていないという状況でございます。

議長（角谷英男君） 島原君。

16番（島原正嗣君） どちらが二審で勝つにしろ、また三審で負けるにしろ、私の申し上げたいのは、もっとお互い誠心誠意を尽くして話せばそんなことはない。タリバンみたいなことはない

というふうに思うんですけども、市長、大変御苦労も多いと思いますけれども、もっともっと前向きに、この問題は市民のことですから、ぜひひとつ良識を持って話をしてほしいなというふうに思います。

これは、もちろん議会としても意見を言うのは当然ですから、市の税金を裁判費用に使うわけですから、私はそのような感じをしております。どうぞ円満な解決になるように御努力を願いたいというふうに思います。

もう時間が来たようでございますが、いろいろ愚かな質問ばかりで恐縮ございました。先ほども申し上げましたように、あと10日間で本年が暮れます。どうぞ理事者の皆さんにおかれましては、特に向井市長は立候補されるようでございますから、十分お体にお気をつけてよいお年を迎えるように心から念願をして、市政研としての立場からの質問を終わります。ありがとうございました。

議長（角谷英男君） 以上で島原議員の質問を終結いたします。

次に、5番 真砂 満君の質問を許可します。真砂君。

5番（真砂 満君） 市民わの会の真砂満です。一般質問の最後を務めさせていただきたいと思っております。

質問に入る前に、さきの臨時会におきまして就任されました角谷議長並びに東副議長には、全会一致で選出をされましたことを心からお喜びを申し上げます。行政同様、議会にも山積する課題がたくさんありまして、ぜひとも積極的に解決に向け努力されますことを心からお願いを申し上げます。微力ではありますが、改革に向け私も協力を惜しまないことをあえて言明をいたしておきたいと思っております。

さて、だれもが21世紀のスタートの年に夢と希望を少なからず抱いておられたことだろうと思います。しかし、そんな夢も希望も無残に打ち砕かれ、暗くて長い長いトンネルから抜け出せない状況ではないでしょうか。泉南市もまちに元気がなく、心なしかみんな背中を丸めて日々の生活を精いっぱい送っておられるような気がしてなりま

せん。

そんな現状に活力や夢や希望を描かせるのも、行政や政治の仕事であると考えるとき、一刻も早く現状打開のため、お互いが力を合わせて本気でそれぞれの課題に取り組まない限り、将来展望ははかれないと考えます。そういった意味では、泉南市の現状をみんなで考え、みんなで行動していく努力が求められるのではないかと思います。

私たち議会も行政も、いま一度6万5,000泉南市民のために、今何が問題で、何をしなければいけないのか、6万5,000の泉南市にとっての行政はどうあるべきなのか、との原点に立ち返る必要があるのではないのでしょうか。

それでは、通告に基づきまして早速質問に入らせていただきます。

大綱1点目は、住宅の問題について質問をさせていただきます。

本会議でもさまざまな議論が行われてまいりました市営3住宅の払い下げに係る所有権移転問題は、過日堺地裁で判決が出ました。テレビ、新聞でも報道されたとおりであります。見方、とらえ方は立場によってそれぞれあるかと思いますが、少なくとも私には、これまでの市と住民の話し合いそのものを否定した判決であったと感じました。そんな今回の判決を向井市長はどのように感じているのでしょうか。

さきの質問者に対し、市の意向が反映され、極めて妥当な判決だと事務的にお答えになっておりましたが、それ以外に感じられたことはなかったのでしょうか。また、住宅を担当されておられる部長としての感想はどうなのでしょう。率直な御意見を賜りたいと思います。

次に、判決後、行政は住民の皆さんと何らかの話し合いをされたのかどうか、お示しをいただこうと通告をいたしておりましたが、これもさきの質問者に、控訴期間である2週間に接触すること自体ナンセンスとの姿勢でありましたが、判決結果をもって解決に向けた方策を考えられなかったのかどうか、お示しください。その後、住民の皆さんは控訴されましたが、このことをどのように受けとめ対応されるのか、お示しをいただきたいと思います。

次に、この3住宅と違う対応をしている長山住宅の建てかえ計画は、どのようになっているのでしょうか。9月議会で市長は、住民側が待つてほしいから待つてあげている、との答弁を行っていましたが、いつまで待つてあげるのでしょうか。これまでの住宅政策の反省に立っての責任ある答弁を願います。

最後に、泉南市域内における公営住宅の戸数と充足率をどのように見ておられるのか。市の財政と今後の市営住宅のあり方についての見解をお示し願いたいと思います。

2点目は、コミュニティバス問題について質問いたします。

不採算路線バスの撤退と、来年2月のバス事業規制緩和も手伝って、コミュニティバスの開設が各地で広がっているようであります。泉南市でも来年2月から試行運行され、過日委員会にもコース等の素案が示されておりますが、今回の試行運行に際しての研究課題をどのように見据えておられるのか、お聞かせ願います。

また、大阪府内でも後発組でありますから、当然各市のメリット、デメリットは十分調査研究をされておられようと思われませんが、どういった点を我が市に反映をされたのか、お示し願いたいと思います。

次に、コミュニティバスは、民間バスがカバーできない需要に対応していくという性格上、どうしても採算面での課題があるかと思いますが、一方、運賃を抑え、利用客を掘り起こすのがコミュニティバスのねらいであるとするならば、運行ルート、バス停、運行本数等については、地域に応じたやり方をしていく必要があるかと思いません。言いかえれば、地域や住民ニーズに応じたやり方によって、バス利用意識の高揚により、成功する可能性が高まるということだと思います。

そういった意味では、住民の皆さんの生の声を交えて検討することが肝要だと考えますが、計画段階でのそういった点はどうだったのか、また試行期間中どうされていくのか、伺っておきたいと思いません。この際、市役所にあるバス問題検討委員会を市民に開放してはどうかと思いませんが、その点についてもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

思います。

次に、民間活力に関する項目について質問いたします。

第2次行革大綱が策定され、3カ年実施計画が議会にも提示をされ、まさにこれからが正念場に差しかかっていると言っても過言ではないと思います。そんな中で、平成14年度から民間活力を導入しようとしている双子川浄苑と保育所給食調理は、計画どおり実施されるのかどうか、再確認をしておきたいと思います。あわせて、今日までの進捗について御報告をいただきたいと思います。

また、民活導入を図りますと、当然これまでその職場で働いていた職員や嘱託、アルバイトの皆さんの行く先が心配されますが、その点についてはどのように対処されるのか。特に職員の皆さんは、その職種での雇用になっていようかと思われませんが、任用がえも含めて検討され、当事者との協議を行っているのかどうか、お示し願いたいと思います。

次に、今回の民活導入で、人件費を初めとする財政面での効果やサービス面での効果をどのように考えられておられるのか、年次別見通しをお示しいただきたいと思います。特に、当該の職場だけではなく、環境全般、保育全般から見た民間活力導入の影響をどのように見ておられるのか、具体的な事例をもってお示しいただきたいと思います。

最後に、補助金に関する問題についてお聞かせ願います。

まず初めに、平成13年度における泉南市の補助金団体数並びに補助金総額はどの程度なのか、お示しいただきたいと思います。この補助金の執行につきましては、この間の予算、決算委員会でもさまざま指摘を行ってまいりましたが、事業目的、事業内容、事業進捗、事業効果等々の精査はどの程度進み、12年度決算に生かされたのか、お示しいただきたいと思います。

私は、以前より一律カット方式はやめ、メリハリをつけた補助をすべきと申し上げておりますが、そのためにも出す側も受け取る側も、従前の感覚で補助金消化を行っているようでは話になりません。これまでも前向きな回答をいただいております。

ますが、各団体の平成12年度決算報告書を拝見させていただくと、残念ながら従前と全く変わっていません。

そこで、新年度ではどのような姿勢で臨み、さきに申し上げました事業目的、内容、進捗、効果等の精査をどのように反映させていかれるのか、考えをお聞かせください。

以上、大綱4点を質問させていただきました。議論を通じてよりよい泉南市のあり方を見出したいと考えておりますので、その点も含めて答弁をいただきたいと思います。残った時間につきましては、自席で質問をさせていただきます。

以上です。

議長（角谷英男君） ただいまの真砂議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 真砂議員の御質問のうち、市営住宅に関することに関しまして、判決についてどう思っているかという御質問でございますけれども、前の質問者にもお答えをいたしましたように、今回の判決の内容は、市の主張が十分考慮された内容でありました。それとともに、極めて妥当な判決であったというふうに感じているところでございます。

議長（角谷英男君） 山内都市整備部長。

都市整備部長（山内 洋君） まず、判決結果の感想はということでございますが、これについては先ほど市長も述べたように、素直に申しますと、やっと終わったと、これで裁判は解決するのではないかなど。住宅問題は別にして、裁判は解決するのではないかなどという認識でございました。ところが、原告側が控訴されたわけでございますので、我々としてはまた裁判が続くんだなど。これに対しては、仕事として全力で取り組んでいかなければならないという考えであるところでございます。

それから、控訴されるまでの間の2週間、これについては我々はどうするか、弁護士も交えて協議をいたしました。当然、控訴権と申しますか、控訴する権利がお互いにあるわけでございますので、それらに触れるようなことはおかしいのではないかなど。当然、判決の内容によっては市も控訴するということもあり、両方控訴するということもあり得ますので、その間については原告側と

話し合いをするのはおかしいという、これは市長の判断でもございますし、我々もそう判断しておりましたので、接触はしなかったということでございます。

これから争い事は続くわけでございますので、二度の言葉になりますが、全力で正義は勝つと前に言いましたか、当然ある資料とかそういうものは出しまして、公平な第三者の判断を改めて求めていくということでございます。

それから、ナガオカ住宅、これについて以前予算も計上いたしまして、基本構想ですか、これを立てて建てかえをしようということもございましたが、この裁判が起こってから……（「長山やろ」と呼ぶ者あり）

失礼しました。第二阪和のこの部分にあります長山の20戸の住宅の件でございますけども、この長山住宅については簡易耐火の構造になってございまして、木造の住宅とは少し違うわけでございますけども、期間もかなり経過しておりますので、できれば中・高層に建てかえて、住環境もよくするという考えを持っておりまして、これは例の平成6年度に実施いたしました公共賃貸住宅再生マスタープラン、これに基づいておるわけでございますので、これを提示したわけでございますけども、裁判が始まってから住民側が少し待ってほしいということもございまして、それで予算も流してしまったということでございます。

それ以後、住民側の折衝というんですか、話し合いはしておりませんが、裁判の結果で、公営住宅は基本的には払い下げを行わないんやということになっておりますので、これらも踏まえて再度長山住宅の入居者の方には、建てかえについての考えはどうかという話し合いを持ちたいというふうに思っております。

それから、泉南市内には市営住宅約450戸、それから府営の3団地、また公団団地、合わせて3,530戸ございます。市の世帯数は2万2,759世帯となっておりますので、民間を除きまして全世帯の公営住宅の占める割合については15.5%となっておりますので、比較的近隣の、いろいろ事情があると思っておりますので、市の平均値としては公営住宅の比率が高いということございま

して、これで充足してるのかどうかという充足率につきましては、これは需要の予測も調査もいたしておりませんで、ちょっと言えない部分でございますけれども、高いのはかなり高いという認識を持っております。

それから、今後の市営住宅のあり方についてでございますけども、市内には木造の5団地 条例では5団地になっておるわけでございますけども、5団地も含めましてかなり老朽化しておるわけございまして、これらの住宅450戸の今後のあり方というのは、以前策定した再生マスタープラン、これに現在も基づいて考えてるわけでございますので、これは既にもう7年を経過しておるわけでございますので、これらの優先順位とか再構築のあり方と、こういうもんは再度検証する必要があるのではないかなという考えを持ってます。これは、裁判とは別に検討しなければならないのではないかなということで考えております。

特に、宮本住宅については、かなり以前実施設計、また工事予算も計上いたしまして、それで中断という形になっておりますので、これがまず一番に着手した住宅でございますので、この住宅をどうするかということは、今現在、一番の住宅政策の中心になってきておるところでございます。

それで、今後国の方の第8期の住宅の5カ年計画も出ましたので、この中では今後の住宅政策の方向といたしまして、ストック重視が最優先という形になってございます。

以前、建てかえに当たっては、増戸数ということもございましたが、これからは現在の戸数の数でもよろしいと。住環境の整備、また居住についてのバリアフリーを図りなさい、これが中心になってきてございますので、今後の建てかえとかいうことについては、国の方針に合わせまして、当然国の費用を得て住宅を建設していかなければなりませんので、これに方向づけを今後やっていかなければならないということ考えておるところでございます。

議長（角谷英男君） 上林市民生活環境部次長。市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）

私の方からコミュニティバスについて御答弁申し上げます。

この件につきましては、先日も他の議員さんより御質問があり御答弁申し上げておりますので、重複する部分もあるかと思いますが、御容赦いただきたいとお願い申し上げます。

コミュニティバスの運行計画立案につきましては、従前より庁内組織であるバス問題検討委員会において、種々検討を重ねてきたものでございます。

バス路線の設定につきましては、既に4年以上の運行実績があり、市民に広くその存在が認知されている総合福祉センターの福祉巡回バス路線があり、また公共交通システムに強く求められる安全性、定時性の実績が認められていると判断しております。本路線を基本とし、利用者の利便性を高めるための電鉄駅を加え、また福祉巡回バス運行における各住民さんの御意見や御希望が多数寄せられている中で、小型バスが乗り入れることが可能な大規模団地を組み入れたコースを設定いたしました。

もちろん、すべてのニーズに対応することは不可能であります。2月に運行開始を行い、1年間の試行期間を設け、皆さんの御意見や御要望、また運行状況や実績などを考慮し、庁内バス問題検討委員会の中で集約、検討を行い、決定事項につきましては所管の委員会協議会へ御報告してまいりたいと思っております。今後とも、よりよい公共交通システムづくりを進めてまいりたいと考えております。御理解をお願い申し上げます。

続きまして、試行に際しての研究課題は何かとの御質問であります。コミュニティバスの運行は公共交通の存在しない地域での輸送形態であることから、採算性の厳しいことは明らかであり、実際に運行しているほとんどは、自治体からの赤字補てんを行っており、今回もそのように予測されていることから、利用者の数をどのように増加させるかが課題であると認識しており、そのためコースごとの利用状況、また定時運行状況、あるいは利用者の御要望を検討する考えであります。

続いて、他市の状況をどのように反映したかとの御質問であります。各市の地域特性によるので一概には言えない部分もございまして、試行後に変更した点としては、バス停の増設が多いと聞

いているので、今回の設定には留意いたしました。

また、ある市町村では運行状況、時刻的に無理があったことから、定時性、安全性に苦情や注文があったとも聞いているので、公共交通の原則であるこの2つの点に留意いたしました。また、他市町村にないものとしては、高齢者、障害者の方々の運賃割引として無料あるいは半額の制度を設けたこととございます。コミュニティバスにつきましては、以上でございます。

次に、民活に関する分として御答弁させていただきます。

平成14年度に予定しております双子川浄苑の委託について御答弁申し上げます。委託の方法がありますが、運転管理のみの委託の方法と、機械のメンテナンスなどを含めたすべてを委託する方法が考えられます。

双子川浄苑につきましては二十数年も経過しており、現在まで職員で維持管理を行ってきまして経過もあります。また、双子川の運転管理のみならず、コミュニティプラントの管理についても行っておりますことから、施設管理のために最低限必要な要員は確保する必要がありますので、これらの人材を有効に活用する必要もございまして、そのため、運転管理のみの委託方法が適切ではないかと考えております。その方向で委託を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく御願ひ申し上げます。

それから続いて、民活の方を行った場合、財政面的、またサービス面という形での御質問があったと思います。双子川浄苑について申し上げたいと思います。

民活を行った場合における財政面ということですが、運転管理部分、これの直営と委託との経費比較と申しますか、それらの委託する委託料にもよりますが、ある程度節約できると思っています。

また、サービス面では市民に最も関係ありますし尿のくみ取りに関する件でございますが、施設管理に最低限必要な要員を残しますので、市民の苦情処理についても、例えば直接市民宅へ出向いて行き、現場の確認など必要な場合がございます。また、し尿くみ取り業者との調整、指導などを行ってまいりたいと考えておりますので、市民サー

ビスの低下は余りないと考えておるところでございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 大前行財政改革推進室長。
行財政改革推進室長（大前輝俊君） 真砂議員御質問の民間活力に関する件、総括的に答弁させていただきます。

市では、新行財政改革大綱及び同実施計画を策定し、鋭意行財政改革に取り組んでいるところでございます。地方分権の時代を迎えまして、増大する市民ニーズに的確に対応していくためには、限られた財源の効果的な活用を図りながら、簡素で効率的な行政執行体制を確立していくことが必要であり、最小の経費で最大の効果を上げるためにも、民間委託等の推進につきましては重要課題の1つであると考えております。

このような状況の中、行革実施計画に掲げております民間委託等の推進につきましては、議員御質問の双子川浄苑運転管理業務や保育所給食調理業務など平成14年度より実施を予定いたしておりますが、職員の再配置などの処遇について十分検討する必要があるため、現在、実施に向け関係団体との協議を進めているところでございます。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 保育所の民活の関係が出ましたので、私の方から御答弁申し上げたいと思います。

保育所の給食調理につきましては、具体的にどの保育所からということ、まだ決まっておられません。したがって、当事者との協議ということの質問もございましたが、まだそこまで至っていないというのが現状でございます。

それと、民活を行った場合の財政面ということでございますが、これは以前に11年度決算ベースで一応試算はいたしておりますが、5カ所の保育所全園ということでございますが、1億3,800万ほど直営であれば要っております。民間委託に切りかえますと、8,400万から8,500万程度で済むのではなからうかというような試算は一応

いたしております。

それと、環境並びに保育全般から見た民活の影響ということでございますが、これにつきましては当然民間委託に切りかえましても、サービス面とかそういうような面、悪影響というんですか、そういうことは起こらないようにしなければならぬということでございます。子供の健康を守る食の保障ですね。これをきっちりやっていかないとということでございますので、その辺は十分低下をすることのないようにした上で、民間の方に切りかえさせていただきたいと、このように考えておるところでございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 民活の中で職場の関係の変更の関係で御答弁させていただきます。

現在、行財政改革の一環として、一部の職場におきまして民間委託への移行作業を進めておりますけれども、委託に伴います職員の配置がえも重要な問題であるというふうに考えております。現時点では対象者が少数ということもございまして、基本的には採用時の職種と余り変わらない同一職種内での職種がえで対応していくという考え方でおりますが、今後職種がえの対象者が増加していくことも予測されてまいりますので、その場合は職種変更等の制度につきましても、他市の取り組み状況等をさらに調査していかねばならないというふうに認識をいたしております。

また、配置がえを行う職員さんの取り扱いでございますけれども、関係部署や団体とも協議をいたしておりますけれども、まだまだ若い職員さんが多いということもございまして、今後も長期に勤続が考えられますので、不安なく勤務ができるように配慮していかねばならないという認識の中で協議を進めているというところでございます。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 私の方から、真砂議員御質問の4番の補助金に関する件について御答弁申し上げます。

まず、平成13年度の補助金を交付している補助団体、あるいはその補助金の総額はどのぐらい

であったかという御質問だったと思います。

この分につきましては、本市は各種団体に対しましては泉南市の市費単独補助金交付事務取扱規程及び個々の交付要綱等に基づきまして、事業に関連した補助金と団体の組織運営に対します補助金を交付いたしております。平成13年度では、補助団体数は61団体でありまして、額にしまして約1億9,000万円の助成となっております。この団体につきましては、作業所でありますとかあるいは社会福祉協議会、また市の人材センターとかそういったものも含まれておりますので、御了解のほどお願いしたいと思います。

それと、あとこの補助金のあり方につきましては、常に個々の補助金が果たしている役割や助成の根拠を明らかにするとともに、成果を明確にすることが必要であります。現在、先般お示しいたしました行財政改革大綱及び同実施計画に基づいて、補助金の意義、役割、必要性を精査し、見直しの基準づくりを行うべく、検討部会の立ち上げ準備をしているところであります。今後、早急におおのの補助金の位置づけを行い、整理合理化に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それと、あと12年度決算に生かされたというふうな御質問もございました。この過去の補助金等につきましては、平成11年度で我々予算編成上、一律10%というような削減をとらせていただきました。しかしながら、以前に御指摘いただいた部分につきましては、交付事務がどうか、あるいは補助内容についての的確に把握されて執行されているとか、そういった内容であったというふうに我々は考えております。

こういった点につきましては、当然これは事務の流れの中で、基本的なところでもございますし、その部分については再確認され、これからも執行されていかれるべきものと、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長（角谷英男君） 真砂君。

5番（真砂 満君） それでは、再質問をさせていただきます。

ちょっと部分的に答弁が漏れている部分がありますけれども、それはまた後で、指摘をしたいと思えます。

まず最初に、住宅の払い下げの問題なんですけれども、当然裁判ですから、受ける側、いろいろ立場がありますし、それぞれ仕事で、特に行政は仕事で対処しますから、今のお答えで当然だろうというふうに思うんですけども、私は自分の感想を述べたように、過去の歴史を振り返ってみますと、裁判で過去の内容についていろいろやっていますから、そのことは余り触れたくはないんですけども、やはり行政と住民さんが話し合いの中で、その約束が口約束であったのか、書面を通じた約束であったのか、そのあたりは裁判の重要な内容になっておりますけれども、一定の約束のもとで経過をしてくるわけなんですよね。そのことがよかったか悪かったかというのは第三者が判断をすればいいわけなんですけれども、そういった意味で今回の判決だけを見てみますと、そのことをすべて否定してしまった内容ではないのかなというふうに思うんです。

そうすると、私はこれからの行政と市民とのいろんな話し合い、このような払い下げ問題じゃなくて、いろんな問題があるというふうに思うんですけども、そのときに信頼関係がなくなるんですよ。当然、いきなり市長と住民さんが話しすることはないわけです。まず、係員なり、または課の課長だったり部長であるわけですね。首長と話をした内容が契約書がなければ、書面がなければすべて無効やと。政治的な判断ですよ、なんて言われた日には、だれと話をしてだれと合意をすればその約束事というのが守られるのか。

そういったふうに考えますと、住民側にとってみれば、きちっと文面で、これから泉南市役所と話をするときには、市長名で契約書という形、覚書という形で判をもらったものを持たん限り、話はでけへんということになってくるのではないのかなというふうに思うわけでありまして。

今回、この長い歴史を振り返ってみて、私も当初から入ってありましたから、非常に残念だったのはそれぞれの時代時代で、もっときちっと仕事をしていってあげていけば、こんなことはなかつ

たんと違うのかなと。向井さん自身も苦渋の選択をしなくても済んだのではないのかなというふうに思います。

ただ、何度も向井市長の方から、私に与えられた決断の日もう済んでしまったんだということがありました。確かにそうだというふうに思います。求められましたから、その判断をされた。結果だけを見てみますと、住民側からすれば、向井さんて何て血も涙もない人間やねんというような言い方をされますけれども、それを求められたから仕方ないというふうに思いますけれども、ここに至っては、市長もそんな言われ方をして非常に腹立たしい思いも心の中にきっとあるかというふうに思うんですけども、一定こういった第三者の法的な判断が出た。

それは結果としてお互いに受けとめるべきだというふうに思いますけれども、問題解決とその判決の結果というのは、私は違うのではないかなというふうに思うですよ。判決が出たから、すべてそうあるべきなんだということであれば、当然さきにも申し上げましたような内容で、これからの住民と市との関係というのは非常にやりにくい関係が生じるわけでありまして、行政なり法の解釈、それがすべてであるとすれば、政治というものは一切そこには存在しなくてもいいというふうになるのではないのかなというふうに思います。

先ほど、さきの質問者の中で、今議会での裁判でのやりとりを聞いてまして唯一救いだったのは、山内部長が裁判で解決をしようと思っていないという内容の言葉があったというふうに思うんですね。私は、そういった姿勢がぜひとも必要ではないのかなというふうに思うんです。

今、市長と部長に感想なり姿勢を聞かせていただきましたけれども、その姿勢は裁判にかけられている以上、裁判で決着するというような姿勢なんですけども、どうなんでしょうか、市長、腹をくくって住民とまずは信頼関係を構築をしていただかないとどうしようもない話なんですけども、解決に向けた話し合いをされる用意はないわけでしょうか。市長としての方ですね。住民さんはどうも控訴してるわけですから、今のところないようでありますけれども、市長としてはそういう考

え方がないのかどうか、冒頭にお聞かせをいただきたいというふうに思うんです。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 行政と市民の皆さんとの信頼関係というのは大切だというふうに思っております。ですから、真砂議員も当初のいきさつは御存じだというふうに思います。ですから、私は入居者の皆さんと何度か本当に誠意を持ってお話し合いをさせていただいたつもりでございます。入居者の皆さんから示された事柄について、私は約束どおり一定の判断をいたしております。その中身は、それは気に入る、気に入らないがあるとは思いますが、したがって私は入居者の皆さんとの約束をたがえたことはございません。

一方、入居者の皆さんに最初そのお話をしたときに、もう1つはマスタープランの建てかえですね、この2つについて話し合っていきましょうと、こういうことだったんですが、残念ながら建てかえの方の話はいただいておりません、現時点ではですね。非常に残念に思っております。

裁判ですから、しかも所有権の移転登記の請求権の問題でございますから、これはもう2つに1つしかないわけですね。移転請求を認めるのか、認めないのかという2つしか、中間はないわけでございます。そういう裁判であります。市の方は被告になっているわけでございますから、その裁判をされるときに私の方にも来られましたけれども、私は私の考えをそのときに申し上げております。しかし、訴訟を選択されたわけですから、そうであれば当然それを決着をしないとなかなか次へ行けない。ある意味ではあいまいなといいますが、解決というのはできないわけでございますから、今回一審判決が出て、それが確定するのかどうかというのを見きわめておりましたけれども、控訴されましたので、当然それは自由意志としてされたわけですから、それを受けた形でまた我々は対応せざるを得ないということでございます。

一方、建てかえの問題ですね。この話について聞きますよということであれば、何も我々はちゅうちょすることはないわけございまして、当初の約束ですから、それは当然説明もさせていただくという気持ちであります。

議長（角谷英男君） 真砂君。

5番（真砂 満君） 今のお言葉を聞いてますと、市長はどうも相手次第やということのようでありますけれども、経過については、市長、私も中に入っておりましたから、そのとおりだというふうに思ってますし、そのことについては今まででも一切異論は唱えてないんですけども、ただ市長自身も一番悩まれたというのは、過去に形は別としても一定の約束事なり、それに準じた内容で行政執行されてるんですよ。かなりの期待をさせて、この間ずっと引っ張ってきている、この事実なんです。

今回、その事実が裁判の主文という形じゃなくて、内容でどういうふうに生かされるのかなというふうに興味深く拝見してたんですけども、そのこと自身が全部 そこが一番役所と住民さんとの争点にはなってるんでしょうけども、ことごとく否定をされてるんですよ。そうなりますと、私はこれから行政と、さっきも言いましたように住民との話し合いというのは、なかなか何事においても進めへんのと違うかなという気がしてならないんですよ。白黒はっきりした文書がなければ、何も物事が進まないんですよ。やはりそこに必要なのは、お互い人間対人間としての信頼関係だというふうに思うんですよ。それが無い限り、ぎくしゃくしてどうしようもないと思うんですよ。

今まで日本というのは、まあまあというような中でうまく生き延びてきた人種だというふうに思うんです。アメリカとかそんなんは、契約社会やということで、きちっとした契約がなければ先に進みませんよというような人種かもわかりませんが、そういった日本人のよさみたいなもんが泉南市内の中でなくなってくるのと違うかなというふうな気がしてならないんですよ。

そのあたりについて市長は、この件と離れるかもわかりませんが、この裁判を通じてどう考えられるのか、お聞かせをいただきたいなというふうに思います。

それと、長山住宅の問題なんですよ。住民さんは、裁判の動向を見ながら待っていただきたいというお話があったというふうに思うんですけども、この払い下げ、所有権移転裁判と離れて住宅

政策として長山住宅の方はしなければならないでしょう。やっていかなければいけないんです。それは行政としてやっていかなければいけないんですよ。第3の理由があるのかどうかはわかりませんが、これ幸いに住宅行政を停滞させてはならないんですよ。そこらについてはどういうふうにお考えなのかですね。

これは、所有権移転の裁判がかかってる3住宅とは別個の問題でありますから、きちっとした行政の責任において執行していかなければいけないというふうに思うんです。でなければ、以前住宅の払い下げの要因になった行政と何ら変わらないんですよ。引きずるだけなんですよ。そこらの反省がほんまに今の行政にあるのかどうか。そこだというふうに思うんですけども、その2点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 払い下げ希望されておられる3団地と裁判との関係でございますけれども、当時私どもも問題提起されてから本当に過去の歴史的ないろんな書類その他も含めまして、それはその非常に断片的に出てきて、何か隠してたという表現もいただいたんですが、そうじゃなくて、きちりとあるものは出して、そして事実関係に基づいて進んできたわけでございます。

一方では、今の法体系といいますか、公営住宅のあり方論もあるわけでございまして、それらも踏まえて大変苦しい選択と、私、苦渋の選択と村山さんが当時そういうふうなことをおっしゃったんで、苦しい決断をしたわけでございますけれども、一定の経過があるというのは承知をしているわけでございます。

ですから、何とかその隘路を見つけられないかということも含めて、いろいろお話し合いもさせていただいてきたんですが、残念ながら訴訟をするというふうに言われましたので、それであれば訴訟ということは当然争いがありますから、その間それを片一方で作ってあって、片一方で何とかというのは、これは和解勧告が出れば別ですけども、そうでない限りは相反することになるわけですから、訴訟をされた以上は、我々はそれに対して対抗せざるを得ないということになってきた

わけでございます。

今回、一審の判決が出たわけでございますけども、控訴されなければいいがなという気持ちはありました。しかし、控訴されたわけですから、それはまたその裁判の中で争わざるを得ないというふうには考えております。

ですから、我々は建てかえという形でお話を申し上げておりましたので、そういうことの中でお話し合いができるということであれば、いつでも我々は御説明もさせていただきたいというふうに思っております。(巴里英一君「裁判中はできへん」と呼ぶ)いや、所有権移転は所有権移転ですが、建てかえということで我々は当初から言っておりますから、その線上であればお話し合いはできるというふうには思っております。

それから、長山住宅でございますけども、確かにそちらの方もマスタープランで計画を立てております。説明もいたしました。しかし、一方でこういうあれが惹起してまいりましたので、それを見きわめたいということもあったというふうに聞いておりますし、先般もその方ともお話をしましたけれども、簡易耐火という1つの、木造とはちょっと違う構造になっておりまして、低層の、平屋の簡易耐火ですから、耐震上も多少は問題はないことはありませんが、決定的な問題もないということもありまして、もう少し待ってほしいという要望があったわけでございます。

しかし、お説のとおり、我々は老朽化しておる市営住宅については中・高層も含めてどうしていくのかというのがありますから、それは一方では進めなければいけないというふうに思っております。今回、一審のそういう結果も出ましたので、それを踏まえまして、さっき都市整備部長がお話ししましたように、これからまた新たな説明なり協力依頼なりをしていきたいと、このように思っております。

議長(角谷英男君) 真砂君。

5番(真砂 満君) 私も、住宅に関連をする職員の皆さんを初め、いろんな方とこの裁判の結果が出る前にいろんな予想も含めてお話し合いをした中で、職員としてのいろんな意見も出てました。中には行政が裁判に負ければ一番すっきりするの

になつてというような話とか、行政が勝つて、政治的な判断をして払い下げをするのも1つの判断だなというような職員もおられました。いろんな方がおられたんですけども、今の市の財政を考えると、この際市営住宅を手放してやった方が、行政は肩が楽でええのになつてというような職員も実際におられました。

私もよくよく考えてみますと、今の市営住宅450戸ですね。どの住宅にしても、最低今の現状を維持していくには、相当な財源が必要になってくるわけですよ。確かに今、長山住宅の件で市長はいろいろおっしゃられてましたけど、もしこれ、今泉南市にお金の余裕があったときに、市長は同じようなお答えをされてたのかなというふうに考えますと、やっぱりどこかにこれ幸いというような部分があるんじゃないのかなというふうに思うんですよ。

それだったら、ここで一遍腹くくって今後の泉南市の市営住宅のあり方について徹底的に考え直す必要があるんじゃないのかな、議論して考えたらどうなのかなというふうに思うんですよ。幸い泉南市には府営住宅なり公団住宅が存在しております。6万5,000の財政規模の小さな我がまちですから、今抱えている市営住宅が本当にこれからも抱えられるのかということになると、非常に厳しいんじゃないのかなという気がしてならないんですよ。

それならば、いっそのこと府やったら府公団は今ちょっとややこしくなっておりますから、公団になかなかお任せはできませんけれども、そのあたりをお願いをするのも1つの手ではないのかなというふうに思います。後で御意見を賜りたいというふうに思います。

コミュニティのバスでありますけれども、成功する、しないというのは、やはりどこも問題は採算面だというふうに思うんですよ。赤字をどれだけ抑えるのか、東京の武蔵野の方は黒字やということで、全国的にこれは広がった政策なんですけども、ちょっと事情を泉南市とそのまま横に置きかえるわけにはいかないというふうに思いますから、どれだけバスを利用するお客さんをたくさん乗せられるか、そこに事業が成功するかしない

かがかかっているというふうに思うんです。

そこには、バスに乗りたくてもバス停が遠ければ話にもなりませんし、自分の行きたいところに行けない運行ルートであれば、当然乗らないし、本数の問題もあるでしょう。そういった意味では、ほんまに生の声をバス事業に反映させなければ、成功しないというふうに思うんですよね。そういった意味で住民参加が求められるというふうに思うんですよ。

話の中では、当然福祉バスの経験を生かしていく。確かにそうだというふうに思うんですけども、これは福祉バスと今回されようとするコミュニティのバスというのは性格が違うんですよね。そこらをどう考えられてるのか。中には似通った問題も、バス停なんかの問題ではあろうかというふうに思うんですけども、そこらをどういうふうにするのかという点と、お答えがなかったんですけど、私は今庁内にあるバス問題検討委員会を市民に開放すべきだというふうに思うんですよ。何でもかんでも役所の中でやり切ったらだめなんですよ。市役所で抱え込んでたらだめだというふうに思うんです。やっぱり泉南市民の市政ですから、市民が入って検討していただくことは、どんどん市民に入って検討していただくようなことでないとだめだというふうに思うんですけども、そのあたりお答えがなかったのであわせてお願いをします。

それでは、もう1点、補助金の問題についてでありますけれども、このことは決算、予算で言った話が全然生かされていない。非常に残念だというふうに思います。検討部会を立ち上げるというようなお話ですけども、今ごろ何を言うてるのかなと、それやったら今まで一生懸命決算、予算で言うてきた話は一体どこへ行ったんやねんというようなことになってこようかというふうに思います。

少なくとも私は、補助をしている内容なり目的なりそういったことをきちっと精査しなければいけないと思うんですよね。でないと、出す側は出しっ放し、もらう側はもらわな損やというような形で抱えっ放しなんですよね。そんなことだったらだめだというふうに思いますよ。

特に使い方は精査していただかないかんやろう

し、各団体からみんな決算書を役所はもらってるんですけども、ほんまに精査してるんかどうかですね。もう出したやつそのまま議会やったら議会の方に出しているような気がしてならないんですよ。全然生かされてないですよ。資料請求したって、ちゃんと請求が上がってこないですよ。請求者の意思を無視した内容でしか上がってきてないですよ。そこらにも行政の取り組む姿勢があらわれてるんじゃないのかなというふうに思います。

私は、補助を受けてる団体で懇親会やとか研修目的でやってる会合とか旅行なんか、この際思い切って全廃するんやというような強い泉南市の姿勢なんかが必要ではないのかなというふうに思うんです。1つの具体的な例ですけども、そんなことを出すべきではないのかなというふうに思います。

時間がないので、済みません、答弁いただきたいと思います。

議長（角谷英男君） 上林市民生活環境部次長。時間がありませんから簡潔に。

市民生活環境部次長兼環境整備課長（上林 啓君）

住民の意思の反映ということでございます。私もこの運行等を考えましたときに、福祉バスにある程度のそういう御意見、御希望、相当数いただいておりました関係で、そういう意見反映をさせていただいたところでございます。その意見反映につきましては、庁内の検討委員会に諮り、決定をしてきたところでございます。

今後、庁内のバスの検討委員会を拡大されて住民の御意見をということでございますが、我々事務サイドとしては、事務をなるべく簡素的に早く進めたいという関係もございまして、庁内のバス検討委員会に検討なりをお願いし、その上で決定事項につきましては、所管の委員協議会にお諮りしていきたいと担当課としては考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） 谷財務部長。あと1分です。財務部長（谷 純一君） 今、補助金のあり方について御指摘ございました。視察旅行でありますとか、あるいは懇談会という具体的な例を示されて指摘されたわけでございますけれども、こ

ういった補助金の目的といえますのは、当然当該団体の活動に資するという目的でもって行われておると、そういうふうに認識をしております。これから、市からの各種団体に対する補助金につきましては、その活動に対して補助されるのでありまして、こういった視察旅行の経費も含まれているケースもございます。

ただ、この研修とかそういったものが不必要なものであるかどうかといった、そういった議論はすぐに結論づけることはできませんけれども、これは行革の方でも指摘していますが、今後補助金のあり方についてあらゆる方向から検討していく必要があるかと、このように考えております。

特に、この各種団体の補助金につきましては意義、あるいはその役割とか必要性の精査、また見直しのルール等につきましてルール化を図るといったようなことも問題提起しておりますので、今後こういったものについては研究をしていきたい、あるいは検討はしてまいりたいと、こういうように考えておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

議長（角谷英男君） 以上で真砂議員の質問を終結いたします。

3時50分まで休憩いたします。

午後3時17分 休憩

午後3時51分 再開

議長（角谷英男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、付託議案第14号 平成12年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第22、付託議案第33号 平成12年度大阪府泉南市水道事業会計決算認定についてまでの以上20件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成12年度泉南市各会計決算認定20件に関し、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長井原正太郎君。

決算審査特別委員長（井原正太郎君） ただいま議長より報告の旨の御指示を受けましたので、これより去る9月定例会におきまして本決算審査特別委員会に付託を受けました平成12年度大阪府

泉南市一般会計決算を初めとする各会計決算20件の決算審査につきまして、その審査の概要並びに結果の報告を申し上げます。

なお、審査の結果につきましては、本日皆様方のお手元に御配付いたしております委員会審査報告書 これでございます のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

さて、本特別委員会の審査は、過日10月23日から26日までの4日間にわたり、委員及び市長以下関係理事者の出席のもと決算審査特別委員会を開催し、各分野におきまして慎重なる審査を行いました。

なお、審査に際しましては、各委員から広角な範囲で熱心なる質疑があり、その質疑応答の全文につきましては、今回より事前に御配付いたしております決算質疑応答集のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。つきましては私の報告は、各議案の質疑部分の報告を省略し、討論、採決部分の御報告とさせていただきますので、その点あらかじめ御了承願います。

それでは、討論のあった各会計を申し上げますが、そのうち一般会計及び各財産区会計並びに水道事業会計にあっては討論がありました。そのうち一般会計におきましては、市長の答弁にあって前向きな点はあるものの、特に開発の問題では事前の利用予測や事業評価などにおいて住民参加を強く要望したが、それに至ってはなく、随所に弊害が出てきており、その点では基本的な行政の姿勢として重要な部分が欠落しているとの指摘があり、反対であるとの討論がありましたが、採決の結果、賛成多数でもって原案どおり認定可決されました。

次に、樽井財産区会計を初めとする各財産区会計12件にあっては、従前から財産区の管理・運営のあり方について議論をしたが、理事者の答弁ではそういった方向で努力するとの回答を得ていますが、その方向性の示しがなく、本来の財産区のあり方、方向、市民に対する行政の不公正を欠くのではないかと懸念され、特に樽井財産区の管理・運営につきましては、資金の流れ、方法が明確にされていなく、その中で特に今までの論議された問題の整理が一定ついたとはいえ、根本的な

問題解決が今日に至っていることは残念であり、地域により財産区のあるところ、ないところでは大きな行政格差が生じ、大きな問題点であると思慮するとのことであります。

また、そのほか11の財産区につきましては、財産区的財産ということで、その扱いは法適用がないまま整理されず、整理する方向が一切見えてこないとのことで、反対である旨の討論がありました。採決の結果、賛成多数をもって原案どおり認定可決されました。

次に、水道事業会計にあっては、高区配水を既設の土地を利用すれば高さ、広さから十分可能のところ、開発を組み入れた事業としたため経費が増大したことに問題があり、その説得度が薄いということで反対であるとの討論があり、採決の結果、原案どおり賛成多数をもって認定可決されました。

なお、その他の6件の特別会計につきましては討論もなく、いずれも全会一致をもって原案どおり認定可決されました。

以上、本特別委員会に付託を受けました平成12年度泉南市各会計決算20件に対する審査及び結果であります。甚だ簡単ではございますが、私からの報告とさせていただきます。

以上であります。

議長（角谷英男君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これより一括して20件の会計について順次討論に入ります。そのうち、まず付託議案第14号平成12年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算について討論を行います。討論はありませんか。

小山君。

3番（小山広明君） 一般会計に反対の立場で討論させていただきたいと思います。

この中には南ルート300万円ということが執行されておるわけですが、大変な今の状況の中で、いつつくともわからないこの南ルートにこういう金が使われるということは、いささか私は問題であると思っております。

関空の本体そのものがいろんな根本的な見直し

るという現在の北ルートの問題のある中で、南ルートというものを予算執行することには、私は大変反対であります。もっと市民が困っていることを本当に身に感じておらないということの1つのあかしではないかと思えます。そういう点でこのことも1つ理由とさせていただきます。

また、下水道への繰り入れは今回の予算から1億1,822万が出されておるわけですが、これも現在の泉南市の財政状況を悪くしておる大きな原因であります。下水道の中身を取りましても、使用料ということが大変少ないわけでありまして、財政的な面からいえば、こういうものはもっと堅実な運営をしなければならないということで反対であります。

また、不納欠損が大変多いということがありまして、今回は4億円を超える不納欠損処理をしております。これは他市に比べても断トツにずば抜けて高い数字でありますし、不納欠損に至ってしまった行政責任ということは、何ら明らかになっておりません。

こういうことは、差し押さえとか法で認められたことをきちっとやっておれば、このようなことは起こらないわけでありまして、納税の交渉といえますか、話し合いをしている間にどんどん担保力が劣化していくという中で、結局このような大きな不納欠損が生じたことは行政の責任でありますし、また未収金も18億円を超えてあるということで、行政に対する市民の評価ということがこういう点であらわれておると思えます。

議論の中でも納税、課税に当たる方が最後の抵抗手段は納税のときだということを市民が言うというようなことも決算委員会の議論の中で出ておりましたけれども、市長が言うように市民が自主的に納税するのが本当でありますから、そういう点からいっても基本的には市が信頼される行政を築いていかない限り、私はこの根本的な滞納問題が解決しない、そのように思います。

以上の理由で一般会計に反対をしたいと思いますので、よろしく御賛同いただきたいと思えます。

議長（角谷英男君） ほかに、賛成の方はありますか。 市道君。

7番（市道浩高君） 平成12年度一般会計につ

いて賛成の立場から討論いたします。

平成12年度一般会計の財政収支を見ますと、単年度収支は1,300万円の赤字となっており、この赤字額は前年度に比較し6,900万円の減少となっています。

現在、行財政改革が推進されている中、財政構造を示す指標を見ますと、その弾力性を示す経常収支比率は98.2%で、前年度に比較し2.6ポイント改善されています。さらに、平成5年度以来7年ぶりに100%を下回っており、この間の努力については評価されるものでありますが、さらなる努力を期待するものであります。

具体的に、まず歳入面であります。その核となる市税につきましては、前年度に比較し調定額が減少、それに伴い収入額も約2億2,000万円少なくなるなど、その確保については非常に厳しいものがあると考えられます。

一方、毎年議論されております徴収率の向上については、現年度分の確保、滞納分の処理など努力されているところですが、依然として現状は低く、それより一層の取り組みが求められるところであります。

次に、歳出面ですが、公債費あるいは下水道特別会計への繰出金など経常経費の増加により、財政の硬直化が続いています。しかしながら、福祉関係では多くの高齢者施策が介護保険制度に移行されたものの、その他自立と判定された高齢者に対して一定のサービスを行う街かどデイサービス事業の実施、老人の活動の場を提供する老人集会場の整備、総合福祉センターの運営など各種の施策が展開されています。

また、生活環境の面では、新家駅宮線、砂川樫井線、信達樽井線等道路整備事業に3億7,400万円、地域住民に憩いの場を提供する牧野公園新設事業に3億3,200万円、農業に親しむための場づくりとして、仮称農業公園整備事業に2億3,300万円等となっているところであります。

さらに、教育面においては、各小学校のコンピューター教室の改造、施設の改修など教育の充実にも努力されております。このほか、市民ニーズに合った各種の施策、事業を展開され、高く評価されるものであります。

今後、市の行財政を取り巻く環境はますます厳しくなっていますが、現在進行中の行財政改革の目標を到達させ、来る少子・高齢化社会、地方分権社会に的確に対応されることを期待し、賛成討論いたします。

議長（角谷英男君） ほかにありますか。

松本君。

11番（松本雪美君） 議案第14号、平成12年度泉南市一般会計決算について、反対の立場から討論いたします。

さて、小泉首相になってから8カ月が過ぎようとしていますが、来年度予算に向けての毎日のように新しいニュースが飛び込んできますが、財政難の穴埋めに国民の暮らし、福祉、医療、教育をどんどん削り続け、国民に多大な負担を押しつけています。

そして、景気回復には不良債権処理が一番として進める政策で今起こっていることは、企業の倒産が続出、首切り、リストラと国民の不安は増大しています。失業率は、国平均5.4%、大阪府では6.5%、そして泉佐野管内の有効求人倍率は0.32と最悪の状況であります。こうしたときだからこそ市は、市民の暮らしを守る防波堤としての役割を果たすべきなのに、国と同じように市民の暮らしを切り捨てるものであります。

さて、2000年度の一般会計の歳出は204億5,000万円弱、赤字は1億6,400万円強、市債開発公社分を合わせて借金総額は346億円強、市民1人当たり53万円の借金になっています。

歳入については、この不況の中で市民は必死になって納税努力をしているのに、市は高額滞納者に甘い対応を続けています。12年度末の滞納総額は約19億円、うち1,000万円以上の高額滞納者は30件で9億円となっており、自主財源となるべき市税徴収に努力の跡が見えません。市税の徴収率は81.5%、空港分を除けば75.2%と群を抜いて府下ワーストワンとなっています。

市は、これ以上徴収率が下がることを恐れてか、4億2,700万円強を徴収不能で欠損処理をしています。このうち1億円以上1件を含めて1,000万円以上は6件もあるという状況です。隣の泉

佐野市の不納欠損処理は8,200万円ですから、泉南市と比べると額では5倍、率では10倍となっています。こんな異常な状況がなぜ起こったのか。

問題は、滞納処分のあり方です。差し押さえをした、競売処分をしたといっても、平成12年度での換価処分により、収納されたのはわずか107万1,000円、滞納額の0.005%にすぎません。これでは今、市がとっている滞納処分は時効中断に効果があっても、収税率の向上による財源確保には何ら効果がないことははっきりしています。さらに、その上に市は、競売落札した土地を公園用地として買収しておきながら、納税資力が十分あるのに機敏に対応しなかったために納税してもらえなかったという事実がこの間の論議でも明らかになりました。

このように高額滞納者に甘い姿勢が徴収率を引き上げることができなかった大きな原因になったこと、そしてこのことは市民の大きな怒りを買ったということを指摘しておきます。

このようなことが今後続けば、まじめな市民の納税意欲を失わせ、今後ますます滞納者が続出することにつながりかねません。ましてや府下最低の徴収率をそのままにして、そのしわ寄せを市民犠牲の行財政改革で切り抜けようとするのはもってのほかです。

歳出については、市は空港関連の大型開発、同和優先の姿勢にメスを入れず、第1次行財政改革の最終年として、みずからつくり出した財政難の後始末で市民の福祉、暮らし、教育を削る市民犠牲を強行しました。

第1に、福祉施策を見てみると、敬老祝い金は事実上切り捨てと同じ10年に1度の節目支給として総額2,310万円をカットし、高齢者の楽しみを取り上げてしまいました。

第2に、教育行政では、公立幼稚園の保育料を2,000円アップし、総額で1,685万円の値上げをしました。市がみずから計画した老朽校舎の大規模改修も耐震診断を理由に6年間も放置されたまま、消耗品費に至っては、向井市政の1年目、94年と比べると63%と激減し、今日に至っています。

また、図書館の図書購入費も95年度の3分の1の1,000万円と極度に削減したまま、プールの一般開放は8月11日で中止をするなど教育費は府下最低クラス、将来の泉南市を背負って立つ子供たちを育てることに冷たい向井市政であります。

そして、もう1つの問題は、市で働く職員の皆さんの給与も2%をカット、総額9,200万円のカットを強行していることであります。

第3に、一方市民の暮らしと直接かかわりのない空港関連の大型開発に市民が納めた税金のむだ遣いをしています。市民の暮らしを守る住みよいまちづくりという点からかけ離れたまちづくりを進めようとしていることです。

国が地域住民と十分な合意もなく推し進めた吉野川可動堰や、宍道湖の干拓事業など中止を余儀なくされたことに見られるように、今、国でも公共事業を進めるときには、事業効果、採算性、そして何よりも計画の段階から住民参加で進めることが常識になってきているのに、泉南市の公共事業を見てみますと、住民の意向を無視して超長期的で見通しのない空港島への南側ルートへの調査費に300万円をむだ遣いし、また総額27億円の農業公園整備事業には2億8,000万円をつぎ込み、これまでの分と合わせて市民の税金を投入した額は11億2,000万円にもなっています。

オオタカの生息地である石谷池周辺の自然を無残にも破壊した農業公園計画には、住民参加は全くなく、事業効果や採算性など事前に十分検討したかどうかという批判が相次いで寄せられています。

地域住民の知らないところで突然決まった牧野公園は、市長の後援会員絡みの土地で競売にかけられた物件であったこと、ほかに適当な公共用地がありながら、用地費と建設費に3億6,700万円もの市民の税金をつぎ込みました。

そして、さらに新家駅周辺の交通混雑には、安全対策も不十分なままで、開発業者には甘い姿勢で新家山手の大型開発を許してきました。また、公共工事の契約では、9割以上が予定価格の95%の高値落札をしており、公共工事の契約にもむだ遣いが見られました。

同和施策については、同和を人権と名を変えた同和对策事業費や同和教育費には青少年センター分を含み総額で2億3,800万円も使っており、国では地対財特法の期限切れ、終結を迎えているのに、泉南市は終結することもなく、いまだにむだ遣いを続けていることは許せません。

日本共産党は、12年度の予算審査のときにはこれらのむだ遣いをきっちり指摘し、市民の納めた税金の使い道を変えれば必ず財政危機を切り抜けることができると、修正動議を提出したとおりであります。

市民の命と暮らしを守る立場に立って、日本共産党は以上のような理由で12年度決算には反対の意思を表明して、討論いたします。

議長（角谷英男君） ほかにありますか。

以上で一般会計決算に対する討論を終結いたします。

次に、一般会計決算を除く他の19件の各会計決算について一括して討論を行います。討論はありますか。 和気君。

19番（和気 豊君） 付託議案第33号、平成12年度大阪府泉南市水道事業会計決算認定について、反対の立場から討論してまいります。

過度な投資は、水道事業を圧迫し、事業を維持するために水道料金の引き上げを避けられないものにします。これは、泉南市の第5次拡張整備事業を初めとしたこれまでの投資事業がはっきりと答えを出しているところであります。

さて、2003年度を最終年度に進められている第7次拡張整備事業は、水資源確保という事業本来の目的から離れ、りんくうタウンへの給配水事業を進め、大きな企業債返還利息、減価償却をつくり出し、95年度の水道料金値上げの引き金役を果たしました。

2000年度、この年を最終年度に進められた新家配水区の整備事業も新家宮地区の民間大型開発の受け入れを中心に、10億円余を超える総事業費を投資して進められたものであります。そして、13年度水道料金の値上げに大きな要因をつくり出したものであります。

新家配水区整備事業については、開発業者の立場に立って、近郊緑地保全区域の開発を容易にす

るため、公共施設である配水池を山側に設け、既設の新家宮配水池の有効利用の道を閉ざして遊休地をつくり、むだとしか言いようのない配水管の延長による投資を余儀なくしてしまいました。

今、泉南市6万5,000市民は、小泉不況の真ただ中で暮らしは大変です。市は、少しでも水道料金にはね返る投資を抑えなければならないとき、むだを正さず、持てる財産を効果的に使わず、新家配水区整備に伴う諸事業をこの2000年度水道事業会計で総仕上げしたものであります。

以上の立場を明らかにし、大型開発に便宜を図り、2001年度水道料金値上げを引き出す役割を果たした本決算に反対をするものであります。

議長（角谷英男君） ほかにありますか。

巴里君。

22番（巴里英一君） ただいま上程されております特別地方公共団体である付託議案第15号、樽井財産区会計の歳入歳出及び準拠すべき自治法に明記なき財産区的との表現で財産区扱いで処理されている付託議案第16号、狐池財産区会計から付託議案第26号、岡中新池財産区会計決算までの12件の財産区の会計について、反対の立場で討論いたします。

去る10月23日より開会された決算審査特別委員会に付託された本議案について、日ごろ私は本会議を初め、関係委員会等においてこの財産区の管理・運営のあり方について質問、質疑を行ってきたところであります。

特に、樽井財産区の管理・運営については、御承知のように、検査及び監査の請求の地方自治法第98条に基づく樽井財産区会計調査特別委員会が平成7年3月、第1回定例会で設置されたことは御承知のとおりであります。平成8年6月、第3回定例会までの約1年間にわたって金銭収支の不透明な動きの件、合併調書記載樽井財産区会計にかかわる問題点等での説明がなされたところであります。

市の答弁として、今後は法的措置も含めて適正に管理・運営をしていくとの答弁で委員長の報告がなされました。私は行政のなすべき手腕に信をおき、期待していたのであります。

しかしながら、その後機会あるごとに財産区に

ついて質問、質疑を行ってきたところでありますが、今3月定例議会でもその趣旨の質疑をいたしました。98条調査特別委員会での答弁とは違い、一定改善された点もあるとはいえ、本決算審査特別委員会における理事者答弁は、今なお3月の予算審査特別委員会の答弁と変わらず、教育予算に投入することは、自治法の財産区に関する条文目的に合致する行為とはいえ、一般予算ですべきであります。決算審査における答弁はむしろ開き直った感の答弁のように思えます。

方針が定まらないままの財産区の管理・運営は公平さを欠いており、公有財産に損失を与える運営をしていると言わざるを得ません。財産区の管理・運営は、地方自治法第294条第1項の後段に「この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。」としており、また財産区は現に存する財産または公の施設の管理処分に関する限度で法人格を認められたものであります。法の重視、適正運営を図らなくてはなりません。

今回、余り深くは申し述べませんが、市の答弁は地域格差をなくし、公平性の確保をする方向ではないことはまことに残念であります。よって、第15号、樽井財産区会計及び16号から26号までの合計12件についての反対討論といたします。議員各位におかれましては、御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（角谷英男君） ほかにありますか。

小山君。

3番（小山広明君） 下水道会計に反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

この問題は、地方の財政を無視した全国的な統一的な国の補助による制度でありまして、もっと各地域で考えればいいというのがこの下水道処理のあり方です。何も現在のような方法だけではなしに、現実には泉南市が導入しております小型合併処理浄化槽や、入居者がみずから負担をしている団地ごとの集中浄化槽など、いろんなものが組み合わせられて環境浄化がされていくのが本来の姿であります。

このことはこれまでも言ってまいりましたが、アメリカとの約束の中で、450兆円を超える国

内需要を惹起するために、全国一律的にこのような制度を導入している問題であります。そのことが泉南市の大きな財政破綻を起こしておりますし、また浄化システムについても自然の浄化能力を全く機能させないという方法であって、もし大災害があれば生の汚水がまちにあふれ出るとい、そういう大きな欠陥も持っております。

やはりこれからは、小さなことがいいという、そういう時代に入っておるんだらうと私は思います。そういう点で、自然豊かなこのような泉南市の状況の中では、小型合併処理浄化槽や、現在も設置されております新しい団地の皆さんの水洗化されている問題は、管理こそ市が責任を持ってやれば、一気に普及率が高まっていくわけでありませぬ。

現在のような基本的な方針を覆して大型団地に管を導入しておりますが、大阪府の仕事とはいえ、国民の税を使うことには変わりはないわけでありませぬ。使う側からいえば、その人たちはもう水洗化しとるわけですから何ら不便を感じない。それよりも旧市街地の問題こそ、今のやっている方法はそれしかないわけでありませぬから、そういうすみ分けをしてやるべきだと思っております。

今回の25億3,561万円という大きな予算に対して、わずか収入としては受益者負担が4,519万円、また使用料としては1億3,459万円という独立採算にはほど遠い収入状況であります。そういうようなことで、このことが今後財政を考えるなら、市長もスローダウンをしなければならぬと言っておるように、ストップを早い時期でやって、もっとこの時期に合った処理方法を考えていくことを私は訴えて、反対の討論にさせていただきます。

議長（角谷英男君） 以上で本19件に対する討論を終結いたします。

これよりただいま一括上程いたしております平成12年度各会計決算認定20件に関し、順次採決いたします。

まず初めに、付託議案第14号 平成12年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案認定可決であ

ります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって付託議案第14号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第15号 平成12年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定についてから付託議案第26号 平成12年度大阪府泉南市岡中新池財産区会計歳入歳出決算認定についてまでの各財産区会計12件について、一括採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本12件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって付託議案第15号から付託議案第26号までの各財産区会計12件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第30号 平成12年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって付託議案第30号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第33号 平成12年度大阪府泉南市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（角谷英男君） 起立多数であります。よって付託議案第33号は、委員長の報告のとおり認定可決とすることに決しました。

次に、ただいま採決いたしました15件の会計を除く他の会計5件について、これより一括して採決いたします。

本5件に対する委員長の報告は、いずれも原案認定可決であります。

お諮りいたします。本5件につきましては、いずれも委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（角谷英男君） 御異議なしと認めます。よって付託議案第14号及び付託議案第15号から付託議案第26号までの各財産区会計12件及び付託議案第30号並びに付託議案第33号を除く他の付託議案5件の各会計決算認定については、いずれも委員長の報告のとおり原案どおり認定可決することに決しました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。なお、次回本会議は明20日午前10時から継続開議いたします。よろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会といたします。

午後4時32分 散会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 角 谷 英 男

大阪府泉南市議会議員 小 山 広 明

大阪府泉南市議会議員 大 森 和 夫